

令和3年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する 調査検討業務 報告書

令和4年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成 26（2018）年 1 月、汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、汚水処理施設の中期（10 年程度）での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和 2 年度末現在で約 990 万人が汚水処理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。そうした汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっている。

平成 30（2018）年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（以下、「廃棄物処理施設整備計画」という。）の目標では、令和 4（2022）年度を目標年度として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量が掲げられた。この浄化槽整備に関する進捗評価・分析に基づく短期的・中長期的な整備促進策の検討・実施は喫緊の課題である。

さらには、令和元（2019）年 6 月に改正・公布され、令和 2（2020）年 4 月から施行された浄化槽法（以下、「改正浄化槽法」という。）により、浄化槽整備促進に向けた施策ツールが一段と具備されたところであり、その活用の促進が求められている。

廃棄物処理施設整備計画の目標達成に向けた重要施策として、公共浄化槽等整備推進事業等の推進や、適切な使用料金徴収等による持続可能な事業経営、浄化槽台帳について単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすことなどが位置付けられており、これらの施策の着実な実施を促す必要がある。

そこで本業務では、「廃棄物処理施設整備計画」に基づく、地方公共団体が実施する浄化槽に関する整備状況の進捗評価を行うとともに、改正浄化槽法に基づく汚水処理サービスの一層の充実に向けた方策の検討を実施した。

目次

1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析	1
1.1 重点目標に係る評価・分析	1
1.1.1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	1
1.1.2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合	3
1.1.3 省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量	5
1.1.4 重点目標指標に係る評価・分析に係る検討	14
1.2 改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析	16
1.2.1 特定既存単独処理浄化槽に関する措置	16
1.2.2 浄化槽処理促進区域の指定	21
1.2.3 公共浄化槽制度	26
1.2.4 浄化槽台帳整備	28
1.2.5 協議会	44
2. 浄化槽整備促進に向けた現状分析と対策検討	52
2.1 現状分析	52
2.1.1 仮説検討	52
2.1.2 都道府県構想における設定目標に比しての進捗状況の評価	53
2.1.3 浄化槽整備事業における財政動向と要因分析	58
2.2 浄化槽整備促進策の検討	65
2.2.1 都道府県構想における設定目標に比した進捗状況評価に基づく施策検討	65
2.2.2 浄化槽整備事業における財政動向の分析に基づく施策検討	66
3. 浄化槽整備促進に向けた交付金の執行状況調査票の作成	75
4. まとめと今後の課題	78
4.1 浄化槽整備状況等の現状把握・分析	78
4.2 浄化槽整備促進に向けた現状分析と対策検討	79
5. 参考資料	81

図 目次

図 1-1	浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合の平成 27（2015）年度以降における推移	4
図 1-2	CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移	12
図 1-3	CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移	14
図 1-4	特定既存単独処理浄化槽に関する措置に関する調査票（令和 2（2020）年度末）	17
図 1-5	鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽の判定フローの概要 ²⁾	20
図 1-6	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）	21
図 1-7	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）	21
図 1-8	浄化槽処理促進区域の指定状況の変化（市町村数）	24
図 1-9	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）	26
図 1-10	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）	26
図 1-11	浄化槽台帳の整備状況に関する調査票（都道府県向け）	29
図 1-12	台帳データに係る整備状況に関する調査票（都道府県向け）	30
図 1-13	台帳の活用状況に関する調査票（都道府県向け）	31
図 1-14	法定協議会の整備状況調査票（都道府県向け）	45
図 2-1	各都道府県の令和元（2019）年度末における整備進捗率等の算出方法	53
図 2-2	各市町村の浄化槽整備進捗率の算出方法	55
図 2-3	1 基あたり維持管理費の増大に対する対応策	60
図 2-4	普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村及び整備促進策	65
図 2-5	K 市における維持管理組合の収入モデル	69
図 3-1	交付金の執行状況調査票案	76
図 4-1	協議会等の活用による効果と金銭や価値・サービスの流れ	80

表 目次

表 1-1	浄化槽普及人口及び浄化槽普及率	2
表 1-2	合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合	4
表 1-3	先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数	5
表 1-4	先進的省エネ型浄化槽の比率（ラインナップベース）	7
表 1-5	家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況	8
表 1-6	家庭用浄化槽の補正後新設基数	8
表 1-7	中型・大型浄化槽の新設基数	9
表 1-8	中型・大型浄化槽の補正後新設基数（目標策定時点）	9
表 1-9	中型・大型浄化槽の補正後新設基数（ラインナップベースの適合率）	10
表 1-10	先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（目標策定時の方法に基づく評価）	11
表 1-11	先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（実績ベースの方法に基づく評価）	13
表 1-12	特定既存単独処理浄化槽に関する措置に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	18
表 1-13	浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	22
表 1-14	浄化槽処理促進区域の指定状況の都道府県比較	23
表 1-15	令和 2（2020）年度の公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	26
表 1-16	令和 3（2021）年度の公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	28
表 1-17	法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無及び更新予定の時期の目安（令和 2（2020）年度末）	32
表 1-18	都道府県の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	33
表 1-19	保健所設置市の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	35
表 1-20	特別区の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	37
表 1-21	都道府県の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	38
表 1-22	保健所設置市の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	40
表 1-23	特別区の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）	42
表 1-24	各地方公共団体における法定協議会の取組状況	47
表 2-1	現状分析の手順	52
表 2-2	整備進捗率が下位 10 位の都道府県（令和元（2019）年度末時点）	54
表 2-3	整備進捗率の分布（令和元（2019）年度）	55
表 2-4	特に普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村	56
表 2-5	維持管理費の増大に係る要因の参考事例と出所	61
表 2-6	維持管理組織等を組成して共通事務を集約している事例（平成 28（2016）年度）	67
表 2-7	維持管理組織等を組成して共通事務を集約している事例（平成 30（2018）年度）	68
表 2-8	既存文献において示される浄化槽 1 基あたりの維持管理費	69
表 2-9	〇町ふるさと環境整備事業推進協議会の維持管理収支状況	72
表 2-10	P 町合併処理浄化槽維持管理協会の年間維持管理費用（5 人槽 1 基あたり）	72
表 4-1	行政及び事業者が協議会等を組成するメリット	80

表 5-1 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する令和 2 年度の補助執行状況.....	81
表 5-2 地方公営企業年鑑に掲載された公共浄化槽事業を行う市町村の事業区分、事業経過年数、 浄化槽基数.....	83
表 5-3 地方公営企業年鑑に掲載された公共浄化槽事業を行う市町村の維持管理費の変化.....	86

基本情報

■ 業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
業務責任者：サステナビリティ事業部 三堀純
統括責任者：サステナビリティ事業部 部長 山本圭介

■ スケジュール

本業務は令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月25日の間、以下に示すスケジュールにて実施した。

- 1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析
 - （1）重点目標に係る評価・分析
 - ◇ 令和3（2021）年8月～令和4（2022）年2月
 - （2）改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析
 - ◇ 令和4（2022）年1月～令和4（2022）年2月
- 2. 浄化槽整備促進に向けた現状分析と対策検討
 - （1）現状分析
 - ◇ 令和3（2021）年4月～令和3（2021）年7月
 - （2）浄化槽整備促進策の検討
 - ◇ 令和3（2021）年7月～令和3（2021）年11月
- 3. 浄化槽整備促進に向けた交付金の執行状況調査票の作成
 - ◇ 令和3（2021）年4月～令和3（2021）年5月

1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析

「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、及び省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量の 3 つの指標について、評価・分析手法を整理したうえで、最新データの収集を行い、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び重要施策について、その進捗状況評価を行った。

1.1 重点目標に係る評価・分析

平成 30（2018）年 6 月に閣議決定された平成 30（2018）～平成 34（2022）年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画では、以下の通り 3 つの重点目標を示している。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

○目標

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

○指標

- ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

53%（平成 29（2017）年度見込み）→70%（平成 34（2022）年度）

- ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

62%（平成 29（2017）年度見込み）→76%（平成 34（2022）年度）

- ・先進的省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量

5 万トン CO2（平成 29（2017）年度見込み）→12 万トン CO2（平成 34（2022）年度）

○補助指標

- ・先進的省エネ型浄化槽導入基数

家庭用 17 万基、中・大型 7 千基（平成 29（2017）年度見込み）

→家庭用 42 万基、中・大型 18 千基（平成 34（2022）年度）

出所「廃棄物処理施設整備計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）より浄化槽関連部分を抜粋

1.1.1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

(1) 概要

効率的な污水処理施設整備を進めるため、下水道や農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、廃棄物処理施設整備計画において令和 4（2022）年度までに浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（以下、「浄化槽普及率」という。）を 70%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率との比較を行った。

なお、浄化槽普及人口調査結果より算出した平成 29 (2017) 年度末時点の浄化槽普及率は 53.6% であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、一年度で 3.3 ポイントの増加が必要となる。

(2) 算出方法

過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率の算出については、平成 27 (2015) 年度以降の「浄化槽普及人口調査」(平成 28 (2016) 年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」) のローデータより各年度における浄化槽整備区域内の処理人口を抽出し、数値を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しが随時行われるが、計画策定時点においては平成 29 (2017) 年度時点の区域における整備を目標としている。これに準じ、平成 29 (2017) 年度末から令和 2 (2020) 年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる人口増減を「浄化槽普及人口調査」により把握し、令和 2 (2020) 年度時点の人口から除して算出した。算出にあたって用いた計算式は以下の通りである。

- 令和 2 (2020) 年度末時点の浄化槽整備区域内の浄化槽普及率
 - = 令和元 (2019) 年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口(A)
 - ÷ 令和元 (2019) 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口(B)
 - A : 令和 2 (2020) 年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口
 - = 令和 2 (2020) 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口 - 平成 29 (2017) 年度末から令和 2 (2020) 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口増減
 - B : 令和 2 (2020) 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口
 - = 令和 2 年末時点の浄化槽整備区域内全人口 - 平成 29 (2017) 年度末から令和 2 (2020) 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全人口増減

(3) 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率は下表の通りである。浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は、令和 2 (2020) 年度末時点で 57.7% であり、前年度比で 1.7 ポイント増加した。

表 1-1 浄化槽普及人口及び浄化槽普及率

年度	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率
令和 2 (2020) 年度	6,917,854 人	11,991,106 人	57.7%
令和元 (2019) 年度	6,770,839 人	12,081,076 人	56.0%
平成 30 (2018) 年度	6,717,221 人	12,263,531 人	54.8%
平成 29 (2017) 年度	6,657,182 人	12,430,507 人	53.6%
平成 28 (2016) 年度	6,449,558 人	12,372,984 人	52.1%
平成 27 (2015) 年度	6,802,607 人	13,408,336 人	50.7%

注釈) 浄化槽普及率=浄化槽整備区域内浄化槽普及人口/浄化槽整備区域内全人口
出所) 浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

1.1.2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

(1) 概要

廃棄物処理施設整備計画は、令和4(2022)年度までに浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数及び基数割合との比較を行った。なお、平成29(2017)年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数割合は64.5%であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、一年度で2.3ポイントの増加が必要となる。

(2) 算出方法

平成27(2015)年度以降の「浄化槽普及人口調査」(平成28(2016)年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」)のローデータより、各年度における浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数及び単独処理浄化槽基数を抽出し、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数に占める合併処理浄化槽基数で示される合併処理浄化槽の基数割合を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しによる増減については、浄化槽整備区域内浄化槽普及率の算出方法と同じく、令和2(2020)年度末時点の基数から、平成29(2017)年度末から令和2(2020)年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる増減の和を除いて算出した。算出にあたって用いた計算式は以下の通りである。

- 令和2(2020)年度末時点の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
= 令和2(2020)年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数(A)
÷ 令和2(2020)年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数(B)
- A : 令和2(2020)年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数
= 令和2年末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数 - 平成29(2017)年度末から令和2(2020)年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数増減
- B : 令和2(2020)年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数
= 令和2年末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数 - 平成29(2017)年度末から令和2(2020)年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全浄化槽の基数増減

(3) 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び合併処理浄化槽の基数割合は以下の通りである。浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の割合は、令和2(2020)年度末時点において67.3%であり、前年度比で1.1ポイント増加した。

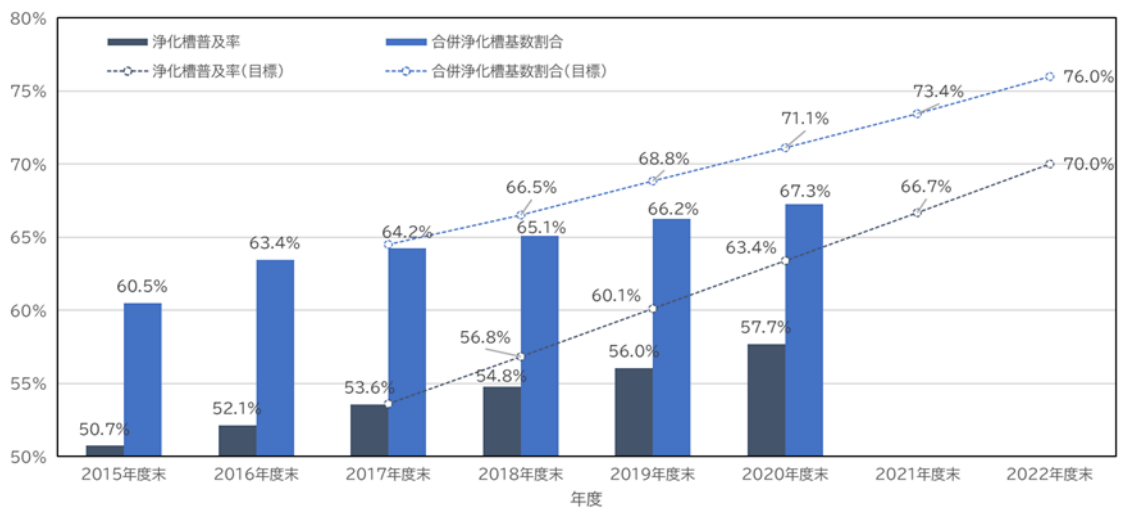
表 1-2 合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合

年 度	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 単独処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽の基数割合
令和 2 (2020) 年度	2,077,450 基	1,011,404 基	67.3%
令和元 (2019) 年度	2,006,596 基	1,022,377 基	66.2%
平成 30 (2018) 年度	1,949,042 基	1,045,580 基	65.1%
平成 29 (2017) 年度	1,910,880 基	1,064,385 基	64.2%
平成 28 (2016) 年度	1,841,757 基	1,061,092 基	63.4%
平成 27 (2015) 年度	1,830,708 基	1,195,925 基	60.5%

注釈) 合併処理浄化槽の基数割合=合併処理浄化槽基数/(合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数)

出所) 浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合について、平成 27 (2015) 年度末以降の推移を下図に示す。令和 2 (2020) 年度までの 6 か年度において、浄化槽普及率については年平均 1.4 ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年度により異なるものの年平均 1.4 ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要となる年平均 2 ポイント以上の増加には至っていない。



年 度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
浄化槽普及率	50.7%	52.1%	53.6%	54.8%	56.0%	57.7%		
(目標)			53.6%	56.8%	60.1%	63.4%	66.7%	70%
合併浄化槽基数割合	60.5%	63.4%	64.2%	65.1%	66.2%	67.3%		
(目標)			64.2%	66.5%	68.8%	71.1%	73.4%	76%

図 1-1 浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合の平成 27 (2015) 年度以降における推移

出所) 浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

1.1.3 省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量

(1) 概要

廃棄物処理施設整備計画は、令和 4（2022）年度までに先進的な省エネルギー性能を有する浄化槽（以下、「先進的省エネ型浄化槽」という。）の導入による CO2 排出削減量を 12 万トン CO2 まで引き上げる目標を掲げている。この目標は、先進的省エネ型浄化槽の導入を推進することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を図ることを目的に設定されている。令和 4（2022）年度までの目標期間におけるエネルギー消費性能基準は次のように設定されている。

- 家庭用浄化槽：地球温暖化対策計画における目標設定を鑑み、平成 25（2013）年度の低炭素型浄化槽のエネルギー消費性能基準から▲26%削減する性能を有するもの
- 中・大型浄化槽：浄化槽の販売製品ラインナップの更新周期が 8～10 年程度であることを鑑み、平成 29（2017）年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能基準より単純平均値以下のもの
- 浄化槽システム全体の低炭素化に係る影響度を考慮し、家庭用浄化槽は新設浄化槽に対して、中・大型浄化槽は既設浄化槽に対して、先進的省エネ浄化槽の割合を高めていく。

先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数は下表のように計画されている。

表 1-3 先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数

指標	平成 27 (2015) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 34 年度
	2015 年	2017 年	2022 年
CO2 排出削減量 (t-CO2)	26,783	50,238	121,670
うち先進家庭用	10,631	18,590	44,151
うち先進中・大型	16,152	31,648	77,519
導入基数 (基)			
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累 積導入基数 (～50 人槽)	102,154	178,630	424,246
(単年導入基数)	35,726	39,075	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽 累積導入基数 (51 人槽～)	3,773	6,979	17,940
(単年導入基数)	1,129	1,753	2,302

注釈) 斜体は推計値を示す。CO2 削減量算出の前提条件は地球温暖化対策計画における参考資料「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」と同一（年間稼働時間：8,760 時間/年、電力排出係数：0.57 t-CO2/千 kWh）とした。先進的省エネ浄化槽の性能は、家庭用は平成 25（2013）年度の低炭素型浄化槽の基準エネルギー消費性能より▲26%の性能を有するもの、中・大型浄化槽は、平成 29（2017）年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものとした。推計対象とした浄化槽の処理性能は BOD20（放流水質が BOD 20mg/L 以下）のみであり高度処理型による削減量は含めていない。

出所) 平成 29（2017）年度浄化槽整備事業に関する進捗状況評価に関わる調査検討業務報告書

なお、上表の CO2 排出削減量は、イ)先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基あたり CO2 排出削減量に対し、ロ)年度別人槽別導入基数を乗じて算出している。

イ) 先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基あたり CO2 排出削減量：家庭用浄化槽（50 人槽以下）は、平成 25 年度（2013 年度）時点の低炭素型浄化槽の 1 基あたり電力消費量と、先進的省エネ型浄化槽の 1 基あたり電力消費量の差分とした。

中・大型浄化槽は、平成 2 (1990) 年度時点の市場製品の 1 基あたり電力消費量の単純平均値と、平成 29 (2017) 年度の市場製品における電力消費量の単純平均値との差分とした。

ロ) 年度別人槽別導入基数：家庭用浄化槽は、全製品に占める先進的省エネ浄化槽の機種ベースでの比率が、平成 23 年度 (2011 年度) 50%、平成 29 (2017) 年度 (2017 年度) 70%であり、年 3 ポイント程度の増加傾向にある。この増加傾向を加速させ、令和 4 (2022) 年度時点では全補助基数の約 100%とする。母数となる各年度の浄化槽補助基数は、平成 27 (2015) 年度実績 (62,024 基) と同等の 6 万基として算出した。中・大型浄化槽は、平成 29 (2017) 年度の市場製品における電力消費量の単純平均値を原単位としているため、平成 29 (2017) 年度以降の実績値については以下の通りとした。

101 人槽以上の浄化槽：新設基数全基を対象 (101~300 人槽 830 基、301 人槽以上 229 基)
51 人槽から 100 人槽までの浄化槽：平成 31 年度以降は新設基数全基 (1,243 基) を対象、平成 29、30 年度は新設基数の 56% (平成 29 (2017) 年度時点の出荷全機種に占める先進的省エネ型浄化槽の基準を満たす機種の割合) を対象

(2) 算出に用いた条件

1) 先進的省エネ型浄化槽の比率

令和 2 (2020) 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務報告書では、以下の課題が挙げられていた。

先進的省エネ型浄化槽による 2019 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 77,555t-CO2 に対し、実績 (推計) 値 63,379t-CO2 であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は 82%であった。ここで、家庭用浄化槽 (50 人槽以下) の評価にあたっては、上市されている全製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率を用いて定量化しているところであるが、2017 年時点の製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率であり、2020 年時点の比率を再度把握し、その値を用いて評価を行うことが望ましい。

このため、(一社)浄化槽システム協会に対して、令和 2 年時点に上市されている製品ラインナップについて、人槽ごとに先進的省エネ型浄化槽の比率を調査した。

先進的省エネ型浄化槽の比率 (ラインナップベース) を下表に示す。下表中の () 内の数値は、(先進的省エネ型浄化槽の電力消費量基準を満たす製品数 / 評価対象とした製品数) を示す。

令和 2 (2020) 年度適合率の計算にあたっては、平成 29 (2017) 年度時点適合率を算出した際の対象ラインナップと可能な限り同一となるように配慮している。例えば、平成 29 (2017) 年度時点で販売されていたモデルについては、その後継モデルがある場合にはそのモデルを対象とするなどして整理した。

また、平成 29 (2017) 年度の適合率から令和 2 (2020) 年度の適合率に線形変化したと仮定した場合の平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度の適合率も下表に示した。

表 1-4 先進的省エネ型浄化槽の比率（ラインナップベース）

人槽	電力消費量基準 (W)	平成 29 (2017) 年度 適合率	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度 適合率
5	39	80%	87%	93%	100%
		(12/15)			(12/12)
7	55	73%	82%	91%	100%
		(11/15)			(12/12)
10	75	55%	70%	85%	100%
		(6/11)			(10/10)
21	148.8	63%	67%	71%	75%
		(5/8)			(6/8)
30	190.3	60%	66%	72%	78%
		(6/10)			(7/9)
50	313.1	67%	67%	67%	67%
		(6/9)			(6/9)
100	975.8	44%	46%	48%	50%
		(7/16)			(8/16)
300	2,020	69%	69%	69%	69%
		(9/13)			(9/13)
500	2,913	77%	64%	51%	38%
		(10/13)			(5/13)

注釈) 表中 () 内の数値は、(先進的省エネ型浄化槽の電力消費量基準を満たす製品数/評価対象とした製品数)を示す。令和 2 (2020) 年度適合率の計算にあたっては、平成 29 (2017) 年度時点適合率を算出した際の対象ラインナップと可能な限り同一となるように配慮している。例えば、平成 29 (2017) 年度時点で販売されていたモデルについて、その後継モデルがある場合にはそのモデルを対象とするなどして整理した。斜体で示した平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度の適合率は、平成 29 (2017) 年度の適合率が令和 2 (2020) 年度の適合率に線形増加したものと仮定して概算した。
出所) (一社)浄化槽システム協会提供データをもとにエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社にて加工・集計

2020 年度時点における適合率は 2017 年度時点に比して向上しており、特に家庭用の 10 人槽以下の浄化槽においては 100%の適合率となっている。2020 年度時点の省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量の評価にあたっては 2020 年度時点の各人槽の適合率を用いて評価することとする。

2) 家庭用の先進的省エネ浄化槽における導入基数

a. 目標策定時の評価方法：浄化槽の指導普及に関する調査に基づく導入基数

令和 2 (2020) 年度浄化槽の指導普及に関する調査において、先進的省エネ型浄化槽の適合型式一覧 (50 人槽以下、家庭用浄化槽のみ) を地方公共団体 (都道府県、市町村) あてに配布し、先進的省エネ型浄化槽に対する補助金交付実績を調査した。

先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況を下表に示す。表中の「比率」は「総数」に対する「設置基数」の比率を示している。また、令和 2 (2020) 年度より、環境配慮型・防災まちづく

り浄化槽整備推進事業における省エネ性能要件が見直され、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」と同水準となった。このため、先進的省エネ型浄化槽の新設基数は環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数と同義になる。

表 1-5 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況

	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
平成 29 (2017) 年度合計	58,132	18,824	32.4%	4,427	7.6%
平成 30 (2018) 年度合計	54,910	18,726	34.0%	7,204	13.0%
令和元 (2019) 年度合計	51,667	15,571	30.1%	—	—
令和 2 (2020) 年度合計	45,590	14,309	31.4%	—	—

注釈) 令和元 (2019) 年度より、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数は、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」の基数と同義になる。

注釈) 下線が先進的省エネ浄化槽の導入基数を示す。

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査 調査票よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社集計

b. 実績ベースの評価方法：推計値に基づく導入基数

家庭用浄化槽のうち、先進的省エネ浄化槽は、平成 29 (2017) 年度時点での型式ごとの比率で 70%を占める。前項で示した通り、環境配慮型事業による導入基数は、全設置基数の 30%程度を占めるに過ぎず、先進的省エネ型浄化槽の平成 29 (2017) 年度時点での型式ごとの比率である 70%に比べて乖離がある。これは、国庫助成事業における環境配慮型事業においては、先進的省エネ型浄化槽の導入に加え、単独転換・くみ取り転換の割合等についても事業の要件としており、当該要件を満たすことができない地方公共団体においては、先進的省エネ型浄化槽の導入であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていないことが想定されるためである。このため、先進的省エネ型浄化槽であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設が想定される。環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設による CO2 削減量を補完して評価できるように、以下の導入基数の推計を行った。

具体的には、各年度の家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の国庫助成による補助基数の総数に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率と適合率をそれぞれ乗じて求めた。

表 1-6 家庭用浄化槽の補正後新設基数

	補正比率(目標策定時点)				補正後基数			
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
人槽	80%	87%	93%	100%	32,088	34,062	33,387	32,290
5	73%	82%	91%	100%	9,973	10,361	9,536	8,968
7	55%	70%	85%	100%	1,456	1,782	1,841	1,835
10	63%	66%	70%	73%	2,745	2,545	2,217	1,872
21~50					46,262	48,750	46,981	44,965
合計								

3) 中・大型の先進的省エネ浄化槽における導入基数

平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの、中・大型浄化槽の新設基数は下表の通りである。全ての人槽区分において、平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までに新設基数が減少した。令和 2 (2020) 年度の中型・大型浄化槽の全基数は、平成 29 (2017) 年度と比較して 24%少なかった。

中型・大型浄化槽の先進的省エネ浄化槽の基数は、各人槽の新設基数に対して、それぞれの先進的省エネ浄化槽の比率を乗じて求める必要がある。

表 1-7 中型・大型浄化槽の新設基数

人槽	新設基数			
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
51～100	973	946	812	719
101～300	592	518	503	465
301～	150	137	131	126
合計	1,715	1,601	1,446	1,310

a. 目標策定時点の先進的省エネ型浄化槽の比率ベースでの推計結果

目標策定時に、人槽別の新設基数のうち、先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものは、51～100 人槽では平成 29 (2017) 年度以降 56%、101～300 人槽では、平成 29 (2017) 年度に 69%、それ以降は 100%、300 人槽以上では平成 29 (2017) 年度に 77%、それ以降 100%であると、それぞれの補正比率を設定した。補正比率を適用した場合の補正後基数を下表に示した。

表 1-8 中型・大型浄化槽の補正後新設基数 (目標策定時点)

人槽	補正比率(目標策定時点)				補正後基数			
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
51～100	56%	56%	56%	56%	543	528	453	401
101～300	69%	100%	100%	100%	408	518	503	465
301～	77%	100%	100%	100%	116	137	131	126
合計					1,067	1,183	1,087	992

注釈) 補正後基数は、新設基数のうち 51～100 人槽はうち 56%、101～300 人槽はうち 69% (平成 30 (2018) 年度以降 100%)、301 人槽以上は 77% (平成 30 (2018) 年度以降 100%) が、先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものとして、その比率を新設基数に乗じて算出したものである。

b. 令和 2 年度時点の先進的省エネ型浄化槽の比率 (実績) ベースでの推計結果

先進的省エネ型浄化槽のラインナップベースの適合率を用いた過去 4 年間の中型・大型の先進的省エネ型浄化槽の補正後基数を下表に示した。

表 1-9 中型・大型浄化槽の補正後新設基数（ラインナップベースの適合率）

人槽	適合率（ラインナップベース）				補正後基数			
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
51～100	44%	46%	48%	50%	428	435	390	360
101～300	69%	69%	69%	69%	408	357	347	321
301～	77%	64%	51%	38%	116	88	67	48
合計					952	880	804	729

注釈) 補正後基数は、各人槽の平成 29 (2017) 年度及び令和 2 (2020) 年度の適合率（ラインナップベース）を用いて算出した平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの適合率を各人槽の新設基数に乗じて算出したものである。斜体で示した平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度の適合率は、平成 29 (2017) 年度の適合率が令和 2 (2020) 年度の適合率に線形増加したものと仮定して概算した。

(3) 算出結果

先進的省エネ型浄化槽の導入基数に関わる進捗状況は、浄化槽の指導普及に関する調査において収集した実績値及び（一社）浄化槽システム協会が公表している出荷基数等に基づく推計値により評価した。

また、先進的省エネ型浄化槽の導入による CO2 削減量は、収集した実績値を用いた目標策定時の評価方法及び令和 2 (2020) 年度の適合率や出荷統計等による推計値を用いた実績ベースの評価方法の 2 手法により、算定した。

1) 目標策定時の方法による評価

目標策定時の方法により評価した、先進的省エネ型浄化槽の進捗状況を以下の図表に示す。令和 2 (2020) 年度までに、61,396t の CO2 排出量が削減された。令和 2 (2020) 年度時点の CO2 排出削減量は、令和 4 (2022) 年度目標値の 50.5%に相当する。

また、先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積導入基数は、令和 2 (2020) 年度までに 181,067 基になり、令和 4 (2022) 年度目標値の約 43%に達した。中・大型浄化槽の累積導入基数は、令和 2 (2020) 年度までに 9,555 基になり、令和 4 (2022) 年度目標値の約 53%に達した。

表 1-10 先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（目標策定時の方法に基づく評価）

指標	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 4 (2022) 年度
	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
CO2 排出削減量 (t-CO2)	42,269	48,449	55,153	61,396	121,670
うち先進家庭用	14,947	15,631	17,074	18,371	44,151
うち先進中・大型	27,321	32,818	38,079	43,025	77,519
導入基数 (基)					
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累積導入基数 (～50 人槽)	143,982	151,186	166,757	181,067	424,246
(単年導入基数)	4,427	7,204	15,571	14,310	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽累積導入基数 (51 人槽～)	6,293	7,476	8,563	9,555	17,940
(単年導入基数)	1,067	1,183	1,087	992	2,302

注釈) 斜体は目標値であることを示す。

出所) 環境省 浄化槽の指導普及に関する調査集計表をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、目標設定時の計画 CO2 排出削減量及び先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移、並びに令和 2 (2020) 年度まで (2020 年度) までの実績の推移を下図に示す。

平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 4 か年において、家庭用浄化槽の単年導入基数は令和元 (2019) 年度までは増加していたが、令和 2 (2020) 年度に減少に転じた。中・大型浄化槽の単年導入基数は、平成 29 (2017) 年度から目標の半数程度をわずかな増減で推移している。

また、CO2 排出削減量は、令和元 (2019) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて 11%増加したが、過去 2 年の増加率と比較して最も低かった。令和 2 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 91,911t-CO2 に対し、推計値 61,396t-CO2 であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は 66.8%と推計された。

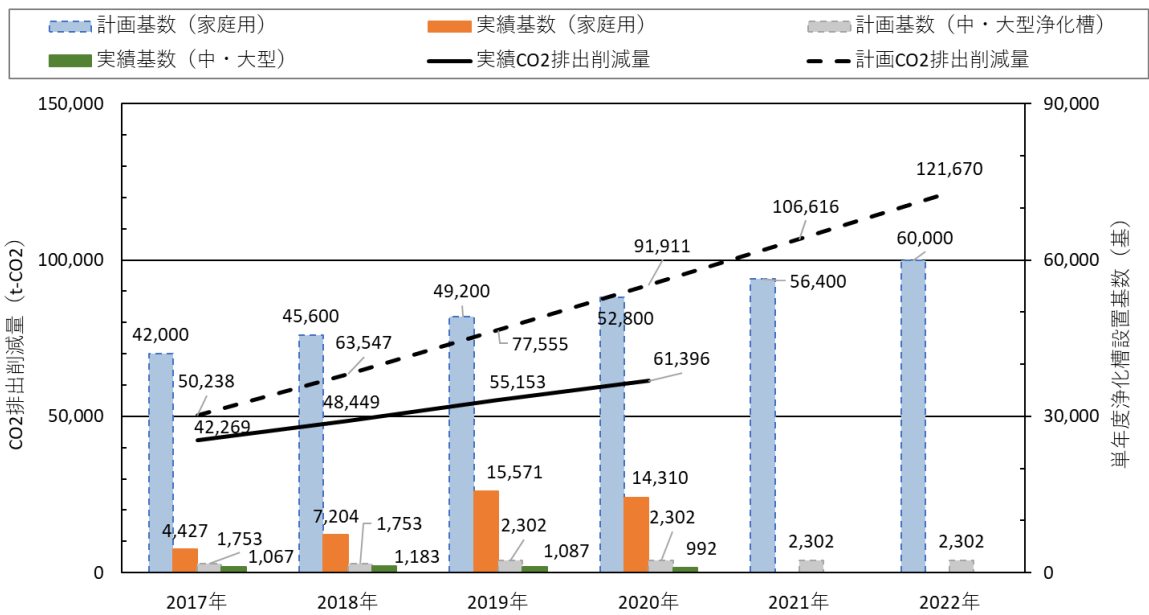


図 1-2 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移

出所) 環境省 浄化槽の指導普及に関する調査集計表をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社推計

2) 実績ベースの方法による評価

先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（実績ベースの方法に基づく評価）を下表に示す。令和 2（2020）年度までに、68,020t の CO2 排出量が削減したと推計された。令和 2（2020）年度時点の CO2 排出削減量は、令和 4（2022）年度目標値の 55.9%に相当する。

また、先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積導入基数は、令和 2 年度までに 326,285 基になり、令和 4（2022）年度目標値の約 73%に相当するとされた。収集した令和 2（2020）年度実績値と比較して、令和 2（2020）年度の先進的省エネ浄化槽の導入基数は、約 3 倍以上多いと推計された。

中・大型浄化槽の累積導入基数は、令和 2（2020）年度までに 8,591 基になり、令和 4（2022）年度目標値の約 48%と推計された。

表 1-11 先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（実績ベースの方法に基づく評価）

指標	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 4 (2022) 年度
	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
CO2 排出削減量 (t-CO2)	45,971	54,056	61,428	68,020	121,670
うち先進家庭用	18,723	23,098	27,243	31,120	44,151
うち先進中・大型	27,248	30,958	34,185	36,900	77,519
導入基数 (基)					
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累積導入基数 (～50 人槽)	185,685	234,300	281,368	326,285	424,246
(単年導入基数)	46,130	48,615	47,068	44,917	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽累積導入基数 (51 人槽～)	6,178	7,058	7,862	8,591	17,940
(単年導入基数)	952	880	804	729	2,302

注釈) 斜体は推計値を示す。家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、(一社)浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率及び廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数：環境省浄化槽の指導普及に関する調査結果、人槽比率：(一社)浄化槽システム協会出荷統計表（処理方式別・人槽別）をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

また、目標設定時の計画 CO2 排出削減量及び先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移、並びに令和 2（2020）年度（2020 年度）までの実績の推移を下図に示す。

平成 30 年度以降、家庭用浄化槽の単年導入基数は減少した。中・大型浄化槽の単年導入基数は、平成 29（2017）年度以降、毎年 80 基程度の減少が見られた。

また、CO2 排出削減量は、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて約 11%増加したが、過去 2 年度の増加率と比較して最も低かった。令和 2 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 91,911t-CO2 に対し、推計値 68,020t-CO2 であり、年度計画値に対する推計値の進捗率は約 74%とされた。推計値を用いた場合の進捗率は、収集した実績値を用いた場合の進捗率（66.8%）よりも高い値を示した。

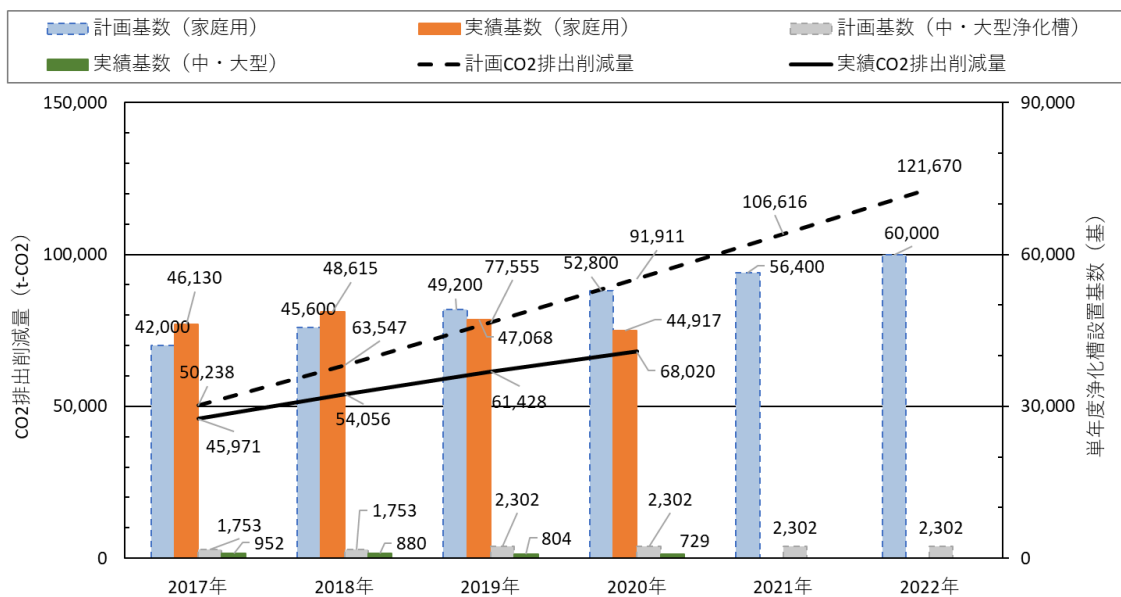


図 1-3 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移

注釈) 家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、(一社)浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率及び廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数：環境省浄化槽の指導普及に関する調査結果、人槽比率：(一社)浄化槽システム協会出荷統計表（処理方式別・人槽別）をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

1.1.4 重点目標指標に係る評価・分析に係る検討

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率及び合併処理浄化槽の割合は、令和 2 (2020) 年度までの 6 か年度において、浄化槽普及率については年平均年平均 1.4 ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年平均 1.4 ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均 2 ポイント以上の増加には至っていない。

浄化槽の整備が計画に比して進捗していないことについては、要因の把握及び定量化が求められる。さらに、引き続きフォローアップを行い、都道府県構想に記される整備計画の内容（特に施策や目標）との整合が取れる必要がある。

また、先進的省エネ型浄化槽による令和 2 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 91,911t-CO2 に対し、推計値 68,020t-CO2 であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は約 74%だった。

CO2 排出削減量の進捗率は、平成 30 (2018) 年度の 91%以降、毎年減少している。500 人槽を除き、先進的省エネ型浄化槽に適合した浄化槽の比率がラインナップベースで増加しているにもかかわらず、CO2 排出削減量の進捗率が計画値よりも年々悪化するのには、単年度の先進的省エネ型浄化槽導入基数の減少に起因すると考えられる。合併処理浄化槽の新設基数そのものが、平成 29 年以降毎年減少している¹ことに鑑みると、先進的省エネ型浄化槽の導入が妨げられているのではなく、合併処理浄化槽の設置基数自体の減少が CO2 排出削減量の進捗率に影響していることが予想される。令和 3 (2021) 年度以降の同目標の見直しにあたっては、全新設基数の推移の影響を

¹ 令和 3 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果、環境省「(参考資料) 令和元年度における浄化槽の設置状況等について」(2022 年 2 月 14 日時点で未公表)

受けない指標にすることが望ましい。具体的には、販売される各浄化槽製品の省エネ効果（CO2 排出削減量）を目標として定め、導入基数に基づく CO2 排出削減量は補助基数等とすることが一案である。さらには、浄化槽の設置に係る CO2 排出削減量だけでなく、ブロワの交換に係る CO2 排出削減量なども検討することも考え得る。

1.2 改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析

改正浄化槽法及び諸規則のうち、以下の5項目に関して、進捗状況を把握するための調査方法を検討したうえで、浄化槽整備区域内での整備・維持管理事業に係る地方公共団体の動向把握・評価・分析を行った。評価・分析を行った結果をもとに、制度の活用に向けた課題整理を行った。なお、動向把握においては令和3(2021)年度「浄化槽の指導普及に関する調査」結果を用いて、改正浄化槽法及び諸規則における規定事項別・都道府県別に状況把握を行った。

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置
- 浄化槽処理促進区域の指定
- 公共浄化槽制度
- 浄化槽台帳整備
- 協議会

1.2.1 特定既存単独処理浄化槽に関する措置

(1) 調査方法

特定既存単独処理浄化槽に関する措置については、令和2(2020)年度浄化槽整備事業の進捗状況評価業務において検討された調査項目案をもとに、以下の通り調査票を作成し、指導普及調査において実態把握を行った。都道府県向けの調査票をそれぞれ次頁以降に示す。

6. 行政処分等の件数及び根拠（都道府県は、保健所設置市については記入しないでください）

1. 令和2年度中における行政処分等の件数

2. 行政処分を行った根拠

(1) 浄化槽法第5条、第7条、第12条関係

○浄化槽法第5条第2項・・・設置等の届出、通告及び変更命令
・改善通告

管理者

○浄化槽法第12条第1項・・・保守点検又は清掃についての改善命令等

①指導・助言

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

②勧告

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

○浄化槽法第12条第2項・・・保守点検又は清掃についての改善命令等

③改善命令等

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

④使用停止命令

管理者

○浄化槽法第7条の2・・・設置後等の水質検査についての勧告及び命令等（7条検査）
管理者に対する

助言・指導	勧告	改善命令

○浄化槽法第12条の2・・・定期検査についての勧告及び命令等（11条検査）
管理者に対する

助言・指導	勧告	改善命令

(2) 浄化槽法第53条または条例

○浄化槽法第53条または条例・・・報告徴収、立入検査等

⑤報告の徴収

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	合計
					0

⑥立入検査

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	合計
					0

行政処分の根拠				
指定検査機関から報告された検査結果	水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等	その他	その他の主な理由	合計
(件)	(件)	(件)		(件)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0

注1) 「条例」とは、浄化槽法第48条に規定する条例をいいます。

注2) 浄化槽法第53条又は浄化槽法第48条に規定する条例に基づく報告の徴収及び立入検査のみ記入してください。

3. 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報

(1) 特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数

(2) 市町村への行政処分の移譲の有無

○浄化槽法附則第11条・・・特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者に対する		
	助言・指導	勧告	改善命令
基数	(件)	(件)	(件)

市町村への行政処分の移譲の有無

図 1-4 特定既存単独処理浄化槽に関する措置に関する調査票（令和2（2020）年度末）

(2) 動向把握・評価・分析

特定既存単独処理浄化槽に関する措置に関する調査結果を以下に示す。令和2(2020)年度末時点では、全都道府県の中で唯一、鹿児島県のみが特定既存単独処理浄化槽を判定し、指導・助言を211件行っていた。保健所設置市及び特別区は、特定既存単独処理浄化槽に関する措置を行っていなかった。

特定既存単独処理浄化槽に関する措置について、令和2(2020)年度末時点に、市町村に行政処分の権限を移譲している都道府県は、全国で22あった。浄化槽法に関する事務(権限)の移譲を1条項以上行っている33都道府県のうち、北海道、岩手県、茨城県、群馬県、富山県、長野県、岐阜県、京都府、奈良県、鳥取県、広島県、佐賀県、鹿児島県の12道府県では特定既存単独処理浄化槽の措置に関する条項(附則第11条)を移譲していなかった。

表 1-12 特定既存単独処理浄化槽に関する措置に関する調査結果(令和2(2020)年度末)

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者			市町村への行政処分の移譲の有無
		浄化槽法附則第11条			
		指導・助言	勧告	改善命令	
北海道	0	0	0	0	無
青森県	0	0	0	0	無
岩手県	0	0	0	0	無
宮城県	0	0	0	0	有
秋田県	0	0	0	0	有
山形県	0	0	0	0	有
福島県	0	0	0	0	有
茨城県	0	0	0	0	無
栃木県	0	0	0	0	有
群馬県	0	0	0	0	無
埼玉県	0	0	0	0	有
千葉県	0	0	0	0	無
東京都	0	0	0	0	無
神奈川県	0	0	0	0	無
新潟県	0	0	0	0	有
富山県	0	0	0	0	無
石川県	0	0	0	0	無
福井県	0	0	0	0	有
山梨県	0	0	0	0	有
長野県	0	0	0	0	無
岐阜県	0	0	0	0	無
静岡県	0	0	0	0	有
愛知県	0	0	0	0	無

都道府県名	特定既存単 独処理浄化 槽の基数	管理者			市町村への 行政処分の 移譲の有無
		浄化槽法附則第 11 条			
		指導・助言	勧告	改善命令	
三重県	0	0	0	0	有
滋賀県	0	0	0	0	有
京都府	0	0	0	0	無
大阪府	0	0	0	0	有
兵庫県	0	0	0	0	有
奈良県	0	0	0	0	無
和歌山県	0	0	0	0	有
鳥取県	0	0	0	0	無
島根県	0	0	0	0	無
岡山県	0	0	0	0	無
広島県	0	0	0	0	無
山口県	0	0	0	0	有
徳島県	0	0	0	0	無
香川県	0	0	0	0	有
愛媛県	0	0	0	0	有
高知県	0	0	0	0	有
福岡県	0	0	0	0	無
佐賀県	0	0	0	0	無
長崎県	0	0	0	0	無
熊本県	0	0	0	0	有
大分県	0	0	0	0	有
宮崎県	0	0	0	0	無
鹿児島県	211	211	0	0	無
沖縄県	0	0	0	0	有
小計	211	211	0	0	-
保健所設置市等計	0	0	0	0	-
合計	211	211	0	0	-

(3) 制度の活用に向けた課題整理

特定既存単独処理浄化槽に関する措置を行っているのは、全国で鹿児島県のみであった。鹿児島県は、令和2年3月に鹿児島県浄化槽指導監督要領に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する項目を追加した。要領には、各行政機関と指定検査機関が、日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努めることその他、県の衛生・環境課長等、土木建築課長等又は保健福祉環境部長等が特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に除却や修繕などの措置を求められることが明記されており、下図の判定のフローも整理されている。²⁾

鹿児島県を除く都道府県、保健所設置市及び特別区は、特定既存単独処理浄化槽の基数が0であることから、特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かの判断が実施されていないと考えられる。環境省は、各地方公共団体の特定既存単独処理浄化槽の措置に関する取組状況の把握が、今後求められる。

なお、後述の表 1-21 都道府県の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果によれば、24 都道府県の全市町村または一部市町村は、特定既存単独処理浄化槽の判定に台帳を活用していると回答した。本制度に台帳を活用していると回答した市町村へのヒアリングにより、本制度の活用に向けた課題を整理することも一案である。

また、特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるためには、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等、地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することが必要になる。

判定の参考となる考え方や検討項目は、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に示されている。判定においては、第11条検査の結果が最も重要になることから、既設単独処理浄化槽の徹底的な受検勧奨が課題である。さらに、受検勧奨を行うための情報を台帳により整備することも併せて課題になる。

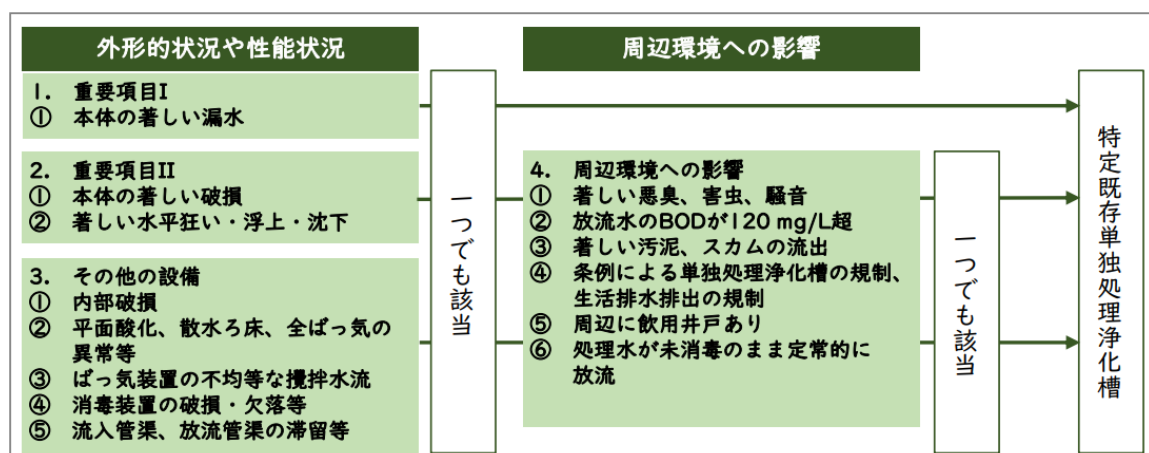


図 1-5 鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽の判定フローの概要²⁾

²⁾ 環境省、令和2年度地域くらしの水環境整備促進調査業務報告書

1.2.2 浄化槽処理促進区域の指定

(1) 調査方法

浄化槽処理促進区域の指定については、以下の通り調査票を作成し、指導普及調査において実態把握を行った。市町村向け及び都道府県向けの調査票をそれぞれ下図に示す。

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況

浄化槽処理促進区域の指定状況（指定済み、未指定・検討中、未指定・未検討）と、浄化槽処理促進区域内の整備事業（浄化槽設置整備事業（個人設置型）、公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型））、両方）について令和2年度末現在の状況を回答してください。

※浄化槽処理促進区域とは「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域。（第12条の4関係）

【浄化槽処理促進区域の指定状況】
浄化槽処理促進区域の指定状況を、「指定済み」「未指定・検討中」「未指定・未検討」から選択してください。（回答必須）

【浄化槽処理促進区域内の整備事業】
「浄化槽処理促進区域の指定状況」において「指定済み」を選択した場合、浄化槽処理促進区域内の整備状況を「個人設置型」「公共浄化槽（市町村設置型）」「両方」から選択してください。

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	浄化槽処理促進区域の指定状況 (回答必須)	浄化槽処理促進区域内の整備事業

図 1-6 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況

浄化槽処理促進区域の指定状況（指定済み、未指定・検討中、未指定・未検討）と、浄化槽処理促進区域内の整備事業（浄化槽設置整備事業（個人設置型）、公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型））、両方）について令和2年度末現在の状況を回答してください。

※浄化槽処理促進区域とは「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域。（第12条の4関係）

【浄化槽処理促進区域の指定状況】
浄化槽処理促進区域の指定状況を、「指定済み」「未指定・検討中」「未指定・未検討」から選択してください。

【浄化槽処理促進区域内の整備事業】
「浄化槽処理促進区域の指定状況」において「指定済み」を選択した場合、浄化槽処理促進区域内の整備状況を「個人設置型」「公共浄化槽（市町村設置型）」「両方」から選択してください。

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	浄化槽処理促進区域の指定状況	浄化槽処理促進区域内の整備事業

図 1-7 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）

(2) 動向把握・評価・分析

浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果を以下に示す。令和 2（2020）年度末時点では、指定済みが 398 市町村、未指定・検討中が 147 市町村、未指定・未検討が 1,196 市町村だった。全 1,741 市区町村のうち、69%が未指定・未検討の状況にある。また、指定済みの市町村のうち、浄化槽設置整備事業を実施する市町村は 228 市町村、公共浄化槽整備等推進事業を実施する市町村は 126 市町村、両事業を実施する市町村は 44 市町村であった。

表 1-13 浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み (市町村数)	未指定・検討中 (市町村数)	未指定・未検討 (市町村数)	浄化槽設置 整備事業 (市町村数)	公共浄化槽等 整備推進事業 (市町村数)	左記の 事業両方 (市町村数)
北海道	20	9	150	9	7	4
青森県	4	3	33	1	2	1
岩手県	9	4	20	0	7	2
宮城県	10	2	23	2	6	2
秋田県	3	2	20	0	2	1
山形県	13	8	14	5	8	0
福島県	10	8	41	5	4	1
茨城県	11	4	29	9	2	0
栃木県	25	0	0	24	0	1
群馬県	13	15	7	10	3	0
埼玉県	43	6	14	32	7	4
千葉県	13	3	38	10	1	2
東京都	4	3	55	0	3	1
神奈川県	3	4	26	1	1	1
新潟県	7	4	19	2	4	1
富山県	1	2	12	1	0	0
石川県	6	3	10	3	3	0
福井県	2	1	14	1	0	1
山梨県	2	2	23	0	1	1
長野県	5	5	67	0	3	2
岐阜県	3	4	35	1	0	2
静岡県	16	1	18	15	0	1
愛知県	11	8	35	11	0	0
三重県	6	2	21	0	4	2
滋賀県	3	1	15	3	0	0
京都府	2	1	23	0	2	0
大阪府	5	2	36	0	4	1
兵庫県	1	2	38	1	0	0
奈良県	5	3	31	3	2	0
和歌山県	0	2	28	0	0	0
鳥取県	3	3	13	0	3	0
島根県	9	0	10	1	8	0
岡山県	4	2	21	2	2	0
広島県	5	4	14	2	1	2
山口県	1	1	17	0	1	0
徳島県	7	2	15	5	2	0

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み (市町村数)	未指定・検討中 (市町村数)	未指定・未検討 (市町村数)	浄化槽設置 整備事業 (市町村数)	公共浄化槽等 整備推進事業 (市町村数)	左記の 事業両方 (市町村数)
香川県	3	0	14	3	0	0
愛媛県	6	3	11	1	4	1
高知県	3	0	31	2	1	0
福岡県	9	4	47	3	4	2
佐賀県	8	1	11	0	8	0
長崎県	2	3	16	1	1	0
熊本県	15	4	26	5	9	1
大分県	14	0	4	12	1	1
宮崎県	15	2	9	12	2	1
鹿児島県	38	4	1	30	3	5
沖縄県	0	0	41	0	0	0
合計	398	147	1196	228	126	44

都道府県別の浄化槽処理促進区域の未指定・未検討の状況を、未指定・未検討の市区町村数の全市区町村に対する比率の昇順に以下に示す。栃木県は全ての市町村で区域を指定済みである一方で、沖縄県は全ての市町村が区域の未指定・未検討であった。

なお、浄化槽処理促進区域の指定の状況と他の因子との相関関係を分析したところ、各都道府県の指定済み市町村数が全体の市町村数に占める割合は、全浄化槽基数、単独処理浄化槽設置基数、合併処理浄化槽設置基数、令和2(2020)年度の合併処理浄化槽の新設基数のいずれとも正の相関がみられた。具体的には、全浄化槽設置基数($r=0.52$)、単独処理浄化槽設置基数($r=0.38$)、合併処理浄化槽設置基数($r=0.63$)、令和2(2020)年度の合併処理浄化槽の新設基数($r=0.56$)であった。なお、地域や市町村数の取組状況と浄化槽処理促進区域の指定の状況に明らかな因果関係・傾向は見られなかった。

表 1-14 浄化槽処理促進区域の指定状況の都道府県比較

都道府県名	指定済み		未指定・検討中		未指定・未検討	
栃木県	25	(100%)	0	(0%)	0	(0%)
鹿児島県	38	(88%)	4	(9%)	1	(2%)
群馬県	13	(37%)	15	(43%)	7	(20%)
埼玉県	43	(68%)	6	(10%)	14	(22%)
大分県	14	(78%)	0	(0%)	4	(22%)
宮崎県	15	(58%)	2	(8%)	9	(35%)
山形県	13	(37%)	8	(23%)	14	(40%)
静岡県	16	(46%)	1	(3%)	18	(51%)
石川県	6	(32%)	3	(16%)	10	(53%)
島根県	9	(47%)	0	(0%)	10	(53%)
愛媛県	6	(30%)	3	(15%)	11	(55%)
佐賀県	8	(40%)	1	(5%)	11	(55%)
熊本県	15	(33%)	4	(9%)	26	(58%)
岩手県	9	(27%)	4	(12%)	20	(61%)
広島県	5	(22%)	4	(17%)	14	(61%)
徳島県	7	(29%)	2	(8%)	15	(63%)
新潟県	7	(23%)	4	(13%)	19	(63%)
愛知県	11	(20%)	8	(15%)	35	(65%)
宮城県	10	(29%)	2	(6%)	23	(66%)

都道府県名	指定済み		未指定・検討中		未指定・未検討	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)
茨城県	11	(25%)	4	(9%)	29	(66%)
鳥取県	3	(16%)	3	(16%)	13	(68%)
福島県	10	(17%)	8	(14%)	41	(69%)
千葉県	13	(24%)	3	(6%)	38	(70%)
三重県	6	(21%)	2	(7%)	21	(72%)
長崎県	2	(10%)	3	(14%)	16	(76%)
岡山県	4	(15%)	2	(7%)	21	(78%)
福岡県	9	(15%)	4	(7%)	47	(78%)
神奈川県	3	(9%)	4	(12%)	26	(79%)
滋賀県	3	(16%)	1	(5%)	15	(79%)
奈良県	5	(13%)	3	(8%)	31	(79%)
秋田県	3	(12%)	2	(8%)	20	(80%)
富山県	1	(7%)	2	(13%)	12	(80%)
福井県	2	(12%)	1	(6%)	14	(82%)
香川県	3	(18%)	0	(0%)	14	(82%)
青森県	4	(10%)	3	(8%)	33	(83%)
岐阜県	3	(7%)	4	(10%)	35	(83%)
大阪府	5	(12%)	2	(5%)	36	(84%)
北海道	20	(11%)	9	(5%)	150	(84%)
山梨県	2	(7%)	2	(7%)	23	(85%)
長野県	5	(6%)	5	(6%)	67	(87%)
京都府	2	(8%)	1	(4%)	23	(88%)
東京都	4	(6%)	3	(5%)	55	(89%)
山口県	1	(5%)	1	(5%)	17	(89%)
高知県	3	(9%)	0	(0%)	31	(91%)
兵庫県	1	(2%)	2	(5%)	38	(93%)
和歌山県	0	(0%)	2	(7%)	28	(93%)
沖縄県	0	(0%)	0	(0%)	41	(100%)
合計	398	(23%)	147	(8%)	1,196	(69%)

注釈) 表中の数値は市町村数を示し、()内のパーセンテージは当該都道府県全市町村数に占める各状態別の市町村数の比率を示す。

令和2年度の調査結果(令和2年7月末時点)と比較すると、指定済みの市町村数が346増加し398市町村となった。一方で、未指定・未検討の市町村数は1,263から1,196とわずかな減少に留まった。

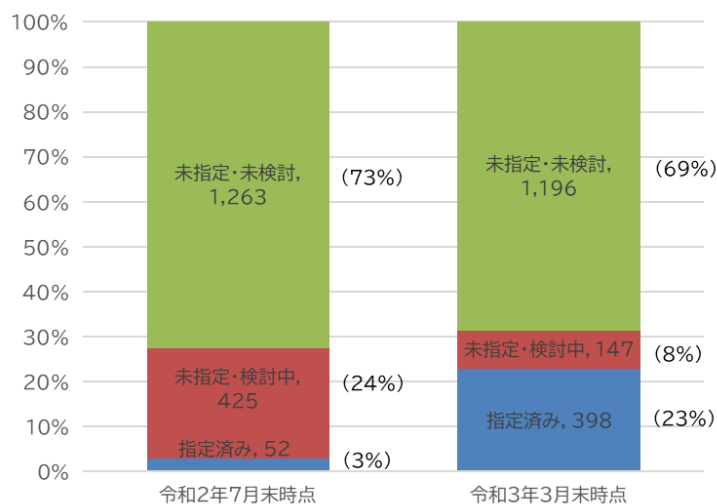


図 1-8 浄化槽処理促進区域の指定状況の変化 (市町村数)

(3) 制度の活用に向けた課題整理

全 1,741 市区町村のうち、69%の市町村が浄化槽処理促進区域の未指定・未検討の状況にある。浄化槽処理促進区域指定の検討促進及び指定市町村数の増加が課題である。

令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月までの 9 か月間では、未指定・未検討の市町村のうち、検討または指定の段階に進んだ市町村は限られていた。環境省や都道府県が、浄化槽処理促進区域の指定に関する検討を市町村に促すことが、制度の活用に向けて必要になる。

また、浄化槽処理促進区域の指定については、全ての市町村が必ずしも指定を行う必要のある性質の制度ではないものの、より積極的な浄化槽整備を対外的に示し、汚水処理施設整備を進める観点においては有用なツールである。

この観点において、浄化槽処理促進区域の指定が進んでいない都道府県のうち、汚水処理人口普及率が依然として全国平均に比して低く、計画される浄化槽人口が多い都道府県については、浄化槽処理促進区域の活用を促していくことは一案と考えられる。

すなわち、環境省は、処理促進区域の指定市町村数の少ない和歌山県などに対して、制度活用意向や課題などについてフォローを行うことなどが一案と考えられる。

1.2.3 公共浄化槽制度

(1) 調査方法

公共浄化槽制度については、公共浄化槽等整備推進事業（令和2年度以前においては浄化槽市町村整備推進事業。以下同じ）の実施状況について、以下の通り調査票を作成し、指導普及調査において実態把握を行った。市町村向け及び都道府県向けの調査票をそれぞれ下図に示す。

14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

公共浄化槽等整備推進事業（国庫助成事業、令和2年度以前においては浄化槽市町村整備推進事業）の実施有無、又は実施予定等の有無を回答してください。
 なお、PFIによる事業実施市町村については、「はい（PFI）」を選択してください。
 浄化槽の設置の有無を問わず、事業として予算措置をしている場合には「はい」を選択してください。

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	令和2年度に事業を実施した	「いいえ」の場合	都道府県名	市町村名	令和3年度事業新規実施予定である	「いいえ」の場合	都道府県名	市町村名	令和元年度以前に事業を実施し、現在は行っていない
			→				→			

図 1-9 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）

14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

都道府県内において、公共浄化槽等整備推進事業（国庫助成事業、令和2年度以前においては浄化槽市町村整備推進事業）を実施している（又は実施予定等の）市町村について、市町村数と市町村名を回答してください。
 なお、PFIによる事業実施市町村については、市町村名の後に（PFI）と記入してください。
 浄化槽の設置の有無を問わず、事業として予算措置をしている場合も対象とします。

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和2年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	令和3年度事業新規実施予定市町村名	都道府県名	市町村数	令和元年度以前に事業を実施した市町村名

図 1-10 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）

(2) 動向把握・評価・分析

公共浄化槽等整備推進事業に関する調査結果を以下に示す。令和2（2020）年度末時点では、全国で189の市町村が公共浄化槽等整備推進事業を実施していた。そのうち、13市町村は、PFIにより実施していた。令和2（2020）年度末時点で公共浄化槽等整備推進事業を実施中または実施したことのある市町村数は、319あった。

平成26年度末（平成27年3月末）時点では、185の市町村が浄化槽市町村整備推進事業（公共浄化槽等整備推進事業の名称変更前）を実施し、実施中及び過去に実施した市町村の総数は289だった。平成27年3月から令和3年3月までの7年間で、30の市町村が新たに事業を実施した一方で、事業の実施を終了した市町村も多かったため、事業実施中の市町村数の増加は、わずかだった。

表 1-15 令和2（2020）年度の公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

都道府県名	市町村数	令和2（2020）年度事業実施市町村名
北海道	9	北斗市、福島町、島牧村、南幌町、上富良野町、小平町、厚真町、豊浦町、標津町
青森県	5	十和田市(PFI)、平内町、外ヶ浜町、大鱈町、五戸町
岩手県	10	宮古市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、洋野町、一戸町、金ヶ崎町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町

都道府県名	市町村数	令和2(2020)年度事業実施市町村名
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	8	鶴岡市、寒河江市、長井市、最上町(PFI)、大蔵村、高島町、白鷹町、飯豊町
福島県	10	会津若松市、白河市、桑折町、国見町、西会津町、金山町、矢吹町、鮫川村(PFI)、三春町、小野町
茨城県	4	常陸太田市、常陸大宮市、行方市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	9	伊勢崎市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬭恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	12	秩父市、滑川町、嵐山町(PFI)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	1	立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、山梨市、甲州市
長野県	5	長野市、南木曾町、木祖村、筑北村、栄村
岐阜県	3	郡上市、揖斐川町、白川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	1	安城市
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、河内長野市、富田林市(PFI)、和泉市(PFI)、柏原市(PFI)
兵庫県	2	洲本市、丹波篠山市
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	7	大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町、飯南町
岡山県	1	新見市
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市(PFI)、東みよし町(PFI)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市(PFI)、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町(PFI)、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、南阿蘇村、苓北町
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市(PFI)、日南市、綾町
鹿児島県	6	霧島市、東串良町、曾於市、三島村、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
令和2(2020)年度合計	189	
(参考)令和元年度合計	172	

なお、令和3（2021）年度からは、10市町村が公共浄化槽等整備推進事業を新規に実施、または再開を予定している。

表 1-16 令和3（2021）年度の公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

都道府県名	市町村数	令和3（2021）年度事業新規実施市町村名
埼玉県	1	小川町
千葉県	1	芝山町
東京都	1	大島町(PFI)
福井県	1	大野市
岡山県	1	奈義町
愛媛県	1	上島町
鹿児島県	4	阿久根市、出水市、日置市、瀬戸内町
合計	10	

(3) 制度の活用に向けた課題整理

公共浄化槽等整備推進事業の実施市町村数は、平成27年から令和3年までの7年間で30件増加したが、全市町村数（1,718件）のわずか1.75%に留まっていた。

現在の状況に鑑みると、公共浄化槽制度の活用には、新たに取り組む市町村の増加だけでなく、現在取り組む市町村の継続的な実施支援の対策も実施していくことが重要と考えられる。前者は、公共浄化槽を導入することによる意義の周知と財政負担及び事務作業量の増加が課題である。後者は、市町村における年間維持管理費の増加要因の特定とその要因に対する対応策の設定が課題になる（第2章で分析を実施）。

また、公共浄化槽等整備推進事業を実施するにあたっては、公共浄化槽の設置区域が浄化槽処理促進区域に指定されていることが必要になる。浄化槽の整備区域として指定されている区域については、公共浄化槽による整備を検討していない状態であっても、当該区域を公共浄化槽により整備することができるよう、環境省や都道府県が市町村に浄化槽処理促進区域の指定の検討を促すことも一案である。

1.2.4 浄化槽台帳整備

(1) 調査方法

浄化槽台帳の整備状況については、過年度より指導普及調査における調査事項として設定されているところである。今年度は、既存の質問項目を台帳本体の整備状況と台帳データに係る整備状況の節に設問を再構成するとともに、台帳データの整備状況に台帳データの収集方法に係る設問を追加した。さらに、台帳の活用状況に関する節を追加し合併処理浄化槽の整備促進と浄化槽の適切な維持管理に台帳を活用している地方公共団体について調査を行った。都道府県向けの調査票を次頁に示す。

21. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(1) 浄化槽台帳の整備状況

浄化槽台帳の整備状況について回答してください。台帳に係る権限を市町村に移譲している場合は、都道府県が市町村の回答を集約し、1行で回答してください。

保健所設置市、特別区における台帳整備状況については、21(1)（保健所設置市、特別区）シートで回答してください。

浄化槽台帳
浄化槽法等の法令に基づき適正に浄化槽の設置・維持管理を運用していくために必要な情報を、調査や図面等で体系的に記録、整理したもの

- 【浄化槽台帳の有無】
都道府県の保有する浄化槽台帳の有無について回答してください。
- 【浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。
- 【台帳の対象市町村名】
都道府県の保有する台帳が対象としている市町村名を記入してください。
- 【台帳で管理している項目】
台帳で管理・更新している項目について「○」にて回答してください。権限移譲等により都道府県内の市町村の一部で管理が行われていない項目には「△」として回答ください。当調査票に記載がない項目については、「その他」に記入してください。（複数選択可）
- 【台帳の管理媒体】
台帳の管理媒体を選択してください。（複数選択可）
管理媒体の変更を検討している場合は、現状の管理媒体と「管理媒体の変更を検討中」に○をつけたうえで、検討内容の詳細を記入してください。
- microsoft excel等の表計算ソフト…電子情報として表計算ソフト等で管理
 専用の管理システム…浄化槽台帳システムとして管理
- ※浄化槽台帳システムとは、浄化槽に関するデータをデータベースとして、WindowsAccess等のデータベース管理ソフトを利用して情報を整理している台帳とし、GISエンジンを用いて地図情報とリンクさせることが可能であるもの。なお、電子情報を表計算ソフトのみで管理しているものは含まない。
- 【台帳の管理媒体】において「専用の管理システム」又は「GIS等電子地図情報を活用したシステム」を選択した場合、【台帳システムの運用形態】及び【台帳システムの改修】について回答してください。
- 【台帳の運用形態】 ー 【台帳の管理媒体】において「専用の管理システム」又は「GIS等電子地図情報を活用したシステム」を選択した場合に回答してください。台帳の運用形態を選択してください。該当する運用形態が選択されていない場合には、選択肢「その他」を選択の上、備考に記入してください。
- 【台帳システムの改修】 ー 【台帳の管理媒体】において「専用の管理システム」又は「GIS等電子地図情報を活用したシステム」を選択した場合に回答してください。台帳システムの改修履歴や予定の有無について回答してください。
「システム改修の有無」において「有り」を選択した場合、該当する改修内容に○をつけてください。
- 改修の例
機能の追加：法定検査結果の詳細項目を台帳上に登録するためのデータベース機能の追加
インターフェースの構築等：下水道台帳や住民基本台帳との連携にあたってのインターフェースの増設と中間サーバーの構築
運用形態の更新：LG-WAN上のシステムから独自サーバー上のデータベースおよびアプリケーションとして再構築
- 【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】
法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、状況を回答してください。
更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期（年又は年月）の目安を記入してください。

(令和2年度末現在)

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名 (台帳がカバーしている市町村名)	台帳で管理している項目								台帳の管理媒体					台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中		検討内容の詳細	システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	
記入例	有り	A市、B市、・・・	○	△		○	△	○	○		○	△	△	△	GIS	スタンドアロン	有り	○	○	○	有り	令和4年3月	

図 1-11 浄化槽台帳の整備状況に関する調査票（都道府県向け）

21. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(2) 台帳データに係る整備状況

都道府県は、台帳データに係る整備状況について回答してください。台帳に係る権限を移譲している場合は、都道府県が市町村の回答を集約し、1行で回答してください。
 21(1) 台帳の管理媒体に係る整備状況の【台帳で管理している項目】において、「保守点検」又は「清掃」に○または△をつけた場合、その台帳データの収集方法について回答してください。
 台帳に項目があるが、台帳データの収集方法が定まっていない又は検討中の場合は、収集経路の「その他」を選択し、備考に収集方法に関する回答を記入してください。

【台帳情報の精査状況】
 各精査方法による台帳情報の、令和2年度中の更新有無を回答してください。(5項目全て、更新の「有り」か「無し」のどちらかを選択してください)
 「その他の精査手法による更新」を選択した場合は、その詳細を「G12セル」に記入してください。

【台帳データの収集方法】
 保守点検・清掃に係るデータの収集方法を選択してください。当てはまる選択肢がない場合、「その他」を選択した上で、回答を備考に記入してください。
 保守点検・清掃に係るデータの収集頻度については、選択式ではなく記入式のため、回答を記入してください。

保健所設置市、特別区における台帳データ整備状況については、21(2) (保健所設置市、特別区)シートで回答してください。

(令和2年度末現在)

都道府県名	台帳データの精査状況						台帳データの収集方法								備考
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
記入例	有り	無し	無し	有り	有り	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	協議会等規約	電子ファイル	3か月に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	

図 1-12 台帳データに係る整備状況に関する調査票 (都道府県向け)

21. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況

(3) 台帳の活用状況

21(1) 台帳に登載したデータの活用状況を、目的別に回答してください。目的とは、表上部の「単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握」や「特定既存単独処理浄化槽の判定」等を指します。台帳に係る権限を移譲している場合は、都道府県が市町村の回答を集約し、1行で回答してください。

【活用目的に関する取組の有無】

台帳の活用目的に関する取組の有無について回答してください。

この際に、全ての市町村において当該目的での活用が行われている場合には「○」を、

一部の市町村等で当該目的での活用が行われていない場合には「△」を、

いずれの市町村においても当該目的で活用が行われていない場合には、「×」を回答してください。

当調査票に記載がない活用目的については、活用目的のその他に「○」または「△」を回答した上で、備考に詳細を記入してください。

保健所設置市、特別区における台帳活用状況については、21(3)（保健所設置市、特別区）シートで回答してください。

(令和2年度末現在)

都道府県名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
記入例	○	△	○	△	×	×	

図 1-13 台帳の活用状況に関する調査票（都道府県向け）

(2) 動向把握・評価・分析

はじめに、法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無及び更新予定の時期の目安を以下に示す。都道府県の保有する浄化槽台帳のある45都府県のうち、38道府県が、令和5年までに浄化槽台帳を更新予定と回答した。更新予定の無い9都県のうち、茨城県及び香川県は、県内の全市町村の台帳をMicrosoft Excel等の表計算ソフトで管理していた。

表 1-17 法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無及び更新予定の時期の目安（令和2（2020）年度末）

都道府県	法改正に基づく浄化槽台帳の更新	
	更新予定の有無	更新予定時期の目安
北海道	有	令和4年3月から令和5年4月
青森県	有	令和4（2022）年度中
岩手県	有	令和5年3月
宮城県	無	
秋田県	有	令和5年3月
山形県	有	市町村ごとに異なる
福島県	有	令和4年4月
茨城県	無	
栃木県	有	令和4年3月
群馬県	無	
埼玉県	有	令和4年3月
千葉県	有	令和5年4月
東京都	無	
神奈川県	有	令和5年4月
新潟県	有	令和4年4月
富山県	有	令和4年3月
石川県	有	令和5年3月
福井県	無	
山梨県	有	令和4（2022）年度中
長野県	有	令和5年3月
岐阜県	有	令和5年4月
静岡県	有	令和5年3月
愛知県	有	令和5年度までに更新予定
三重県	有	令和4年3月
滋賀県	有	令和4年3月
京都府	有	令和5年4月
大阪府	有	未定
兵庫県	有	令和5年3月
奈良県	有	令和4（2022）年度（予定）
和歌山県	有	令和5年3月
鳥取県	有	令和5年3月
島根県	有	令和5年3月
岡山県	有	令和5年3月
広島県	無	
山口県	有	令和5年3月
徳島県	無	
香川県	無	
愛媛県	有	令和5年3月
高知県	有	令和5年3月
福岡県	有	令和3（2021）年度中
佐賀県	有	令和5年3月

都道府県	法改正に基づく浄化槽台帳の更新	
	更新予定の有無	更新予定時期の目安
長崎県	有	令和5年4月
熊本県	無	
大分県	有	令和3(2021)年度中
宮崎県	有	無し
鹿児島県	有	未定
沖縄県	有	未定

次に、都道府県の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果を以下に示す。都道府県の保有する浄化槽台帳のある45都府県のうち、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新(42件)と職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新(40件)はほとんどの都道府県が行っていた。また、都府県別に比較すると、ほとんどの都府県が複数の方法により台帳情報の更新を行っていた一方で、福井県及び愛媛県は、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新のみを行っており、三重県は、職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新のみを行っていた。都府県で唯一、佐賀県は、台帳情報の精査を行っていなかった。

表 1-18 都道府県の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果(令和2(2020)年度末)

都道府県名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
北海道	無	無	無	無	無	
青森県	有	無	無	無	無	
岩手県	有	無	無	有	有	法定検査員の現地確認情報
宮城県	有	有	無	有	無	
秋田県	有	無	無	有	無	
山形県	有	有	有	有	有	市町村ごとに異なる
福島県	有	有	有	有	有	保守点検業者からの問い合わせ
茨城県	有	無	無	有	有	登記簿による土地所有者の確認
栃木県	有	有	有	有	有	清掃記録との突合
群馬県	有	有	有	有	有	指定検査機関による精査
埼玉県	有	有	有	有	有	清掃記録との突合
千葉県	有	有	有	有	無	
東京都	有	有	有	有	有	住宅地図、督促郵送など
神奈川県	有	有	無	有	無	
新潟県	有	無	無	有	有	保守点検事業者からの情報による精査
富山県	有	有	無	有	無	
石川県	有	有	無	有	無	
福井県	有	無	無	無	無	
山梨県	有	無	無	有	無	
長野県	有	無	無	有	無	
岐阜県	有	無	無	有	無	

都道府県名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
静岡県	有	無	無	有	有	清掃記録との突合
愛知県	有	有	有	有	有	浄化槽保守点検業者等の帳簿との突合
三重県	無	無	無	有	無	
滋賀県	有	有	無	有	有	保守点検・清掃記録等との突合
京都府	有	有	有	有	無	
大阪府	有	有	無	有	無	
兵庫県	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
奈良県	有	有	無	有	無	
和歌山県	有	有	無	有	無	
鳥取県	有	有	無	有	有	保守点検及び清掃実績による確認
島根県	有	有	無	有	無	
岡山県	有	無	無	有	無	
広島県						
山口県	有	有	無	有	無	
徳島県	無	有	無	有	無	
香川県	有	無	無	有	無	
愛媛県	有	無	無	無	無	
高知県	有	無	無	有	無	
福岡県	有	有	有	有	無	
佐賀県	無	無	無	無	無	
長崎県	有	有	無	有	無	
熊本県	有	有	無	有	無	
大分県	有	有	無	無	無	
宮崎県	有	無	有	有	無	
鹿児島県	有	無	無	有	有	点検清掃記録との突合
沖縄県	有	有	無	有	無	
有の合計	42	27	11	40	15	

保健所設置市の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果を次頁に示す。85市のうち、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新(74市)、職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新(70市)、下水道部局などから得られた情報による台帳情報の更新(62市)は、多くの市が行っていた。また、市別に比較すると、ほとんどの市が複数の方法により台帳情報の更新を行っていた一方で、いわき市、水戸市、柏市、名古屋市、豊橋市、京都市、倉敷市、及び長崎市は1つの手段のみ用いて情報を更新しており、青森市は、唯一台帳情報の精査を行っていないかった。

表 1-19 保健所設置市の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果（令和2（2020）年度末）

市名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
札幌市	有	無	無	無	有	清掃記録との突合
函館市	有	有	無	有	無	
小樽市	有	有	無	有	無	
旭川市	有	無	無	有	無	
青森市	無	無	無	無	無	
八戸市	有	無	無	無	有	保守点検実績との突合
盛岡市	有	有	無	有	無	
仙台市	有	無	無	有	無	
秋田市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
山形市	有	有	無	有	無	
福島市	有	有	無	有	有	保守点検業者からの問い合わせ
郡山市	有	有	有	有	無	
いわき市	有	無	無	無	無	
水戸市	有	無	無	無	無	
宇都宮市	有	有	無	有	有	法定検査未受検者対応結果の反映
前橋市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
高崎市	有	有	無	有	無	
さいたま市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合
川越市	有	有	有	有	有	清掃業者及び指定検査機関からの報告
川口市	有	有	無	有	無	
越谷市	有	有	有	有	有	保守点検・清掃記録との突合
千葉市	有	有	無	有	無	
船橋市	有	有	無	無	無	
柏市	有	無	無	無	無	
八王子市	無	有	有	有	無	
町田市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合
横浜市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
川崎市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合
相模原市	有	有	有	有	無	
横須賀市	有	有	無	有	無	
藤沢市	有	有	有	有	有	清掃業者から得られた情報による更新
茅ヶ崎市	有	有	有	有	有	点検記録と台帳の突合
新潟市	有	有	無	有	無	
富山市	有	無	無	有	無	
金沢市	有	有	無	有	有	・保守点検業者 ・浄化槽型式 ・下水整備状況 ・補助金の有無 ・建物用途

市名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
						・指導記録
福井市	有	無	無	有	無	
甲府市	有	有	無	有	無	
長野市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
岐阜市	有	有	無	有	無	
静岡市	有	有	無	有	無	
浜松市	有	有	無	有	有	業者からの情報
名古屋市	無	無	無	有	無	
豊橋市	無	無	無	無	有	設置届、廃止届等
岡崎市	有	有	無	有	有	清掃業者からの情報
豊田市	無	有	有	有	無	
四日市市	有	有	有	有	有	保守点検業者及び清掃業者からの実績報告
大津市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合
京都市	無	無	無	有	無	
大阪市	有	無	無	有	無	
堺市	有	有	有	有	無	
豊中市	有	有	無	有	無	
吹田市	無	有	無	有	無	
高槻市	無	有	無	有	無	
枚方市	有	有	無	有	無	
八尾市	有	有	無	有	無	
寝屋川市	無	無	無	無	無	
東大阪市	無	有	無	無	有	清掃記録との突合
神戸市	有	有	無	有	無	
姫路市	有	有	無	有	無	
尼崎市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合
明石市	有	有	有	有	無	
西宮市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合
奈良市	有	有	有	有	無	
和歌山市	有	有	無	有	無	
鳥取市	有	有	無	有	有	現地確認等
松江市	有	無	無	有	無	
岡山市	無	有	有	無	無	
倉敷市	有	無	無	無	無	
広島市	有	無	無	有	有	保守点検、清掃記録との突合
呉市	有	有	無	有	無	
福山市	有	有	有	有	有	保守点検台帳との突合
下関市	有	有	有	有	有	往復はがきの送付
高松市	有	有	無	有	無	
松山市	有	有	無	有	有	H21 年度緊急雇用対策を活用
高知市	有	有	有	有	有	特定建設作業届出の活用

市名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
北九州市	有	有	無	有	無	
福岡市	有	有	有	有	無	
久留米市	有	有	無	有	有	保守点検記録との突合
長崎市	有	無	無	無	無	
佐世保市	有	無	無	有	無	
熊本市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合
大分市	有	有	有	有	有	業者等から得られた情報
宮崎市	有	有	無	有	無	
鹿児島市	有	有	無	無	無	
那覇市	有	有	無	無	無	
有の合計	74	62	21	70	33	

特別区の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果を以下に示す。浄化槽台帳を持つ 14 区のうち、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新（6 区）と職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新（8 区）が他の手段にして多かった。千代田区、江東区及び葛飾区の 3 区は、台帳情報の精査を行っていない。

表 1-20 特別区の浄化槽台帳の精査状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）

区名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
千代田区	無	無	無	無	無	無し
中央区						
港区	有	有	無	有	無	
新宿区	有	無	無	無	無	
文京区						
台東区						
墨田区						
江東区	無	無	無	無	無	
品川区	有	無	無	有	有	汚泥搬入伝票による清掃実績把握
目黒区	無	無	無	無	無	
大田区	有	無	無	有	有	清掃記録との突合
世田谷区	有	無	無	有	有	浄化槽管理者への通知の送付
渋谷区	無	無	無	無	無	
中野区						
杉並区	無	無	無	有	無	
豊島区						
北区	有	無	無	無	無	
荒川区						

区名	台帳情報の精査状況					
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細
板橋区	無	有	無	無	無	
練馬区	無	有	有	有	無	
足立区	無	有	無	有	無	
葛飾区	無	無	無	無	無	
江戸川区	無	無	無	有	無	
有の合計	6	4	1	8	3	

さらに、都道府県の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果を下表に示す。台帳に登載したデータの活用目的のうち、全市町村または一部市町村が活用していると回答した目的は、法定検査受検率の向上が最も多く（43件）、次いで、無届浄化槽の把握（38件）、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握（37件）だった。特定既存単独処理浄化槽の判定（24件）及び浄化槽の長寿命化（9件）に台帳データを活用している例は、他の目的に比して少なかった。

その他には、公営企業会計、浄化槽の使用状況の把握、苦情の原因調査に台帳が活用されていた。

表 1-21 都道府県の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和2（2020）年度末）

都道府県名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
北海道	△	△	△	△	△	○	
青森県	○	○	○	○	×	×	
岩手県	○	○	○	○	×	×	
宮城県	△	△	△	△	×	×	
秋田県	○	○	×	×	×	×	
山形県	△	△	△	△	△	×	
福島県	△	△	△	△	△	○	・公営企業決算統計報告 ・使用状況の把握
茨城県	○	○	×	○	×	×	
栃木県	△	△	△	△	△	△	住民から臭気等に関する苦情が寄せられた際にその原因を特定する調査に活用
群馬県	○	○	×	○	×	×	
埼玉県	△	△	△	△	×	×	
千葉県	○	○	×	○	×	×	
東京都	○	○	○	○	△	×	
神奈川県	○	○	○	○	×	×	
新潟県	○	○	×	○	×	×	

都道府県名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
富山県	○	○	○	○	×	×	
石川県	○	×	×	○	×	×	
福井県	△	△	×	△	×	×	
山梨県	○	×	×	○	×	×	
長野県	○	○	○	○	×	×	
岐阜県	×	○	×	○	×	×	
静岡県	○	△	×	○	×	×	
愛知県	○	○	○	○	×	×	
三重県	×	×	×	○	×	×	
滋賀県	△	△	△	△	△	×	市町によって取扱いは異なる。
京都府	×	×	×	○	×	×	
大阪府	○	○	○	○	○	×	
兵庫県	△	△	△	△	×	△	合併処理浄化槽の把握
奈良県	×	×	×	○	×	×	
和歌山県	△	△	×	×	×	×	
鳥取県	×	△	×	△	×	×	
島根県	○	○	○	○	×	×	
岡山県	△	△	△	×	×	×	
広島県	×	×	×	×	×	×	
山口県	△	△	△	△	×	×	
徳島県	○	○	○	○	△	×	
香川県	×	×	×	○	×	×	
愛媛県	×	×	×	△	×	×	
高知県	△	△	△	△	×	×	
福岡県	×	○	×	○	×	×	
佐賀県	○	○	×	○	×	×	
長崎県	○	○	×	○	×	×	
熊本県	○	○	△	○	×	×	
大分県	×	○	△	○	×	×	
宮崎県	○	○	×	○	×	×	
鹿児島県	○	×	○	○	×	×	
沖縄県	○	○	×	○	○	×	
○または△の数	37	38	24	43	9		

注釈) ○：都道府県内の全ての市町村が活用、△都道府県内の一部市町村が活用、×：当該目的で未活用

保健所設置市の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果を下表に示す。台帳に登載したデータの活用目的のうち、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握が最も多く（69件）、次いで、法定検査受検率の向上（60件）、無届浄化槽の把握（33件）、特定既存単独処理浄化槽の判定（25件）だった。浄化槽の長寿命化（7件）に台帳データを活用している例は、他の目的に比して少なかった。

その他、苦情対応、維持管理指導及び公共下水道への接続促進、手数料の徴収事務、補助金交

付事務、管理者への維持管理の指導・啓発、未管理浄化槽の把握に、台帳を活用している例があった。

表 1-22 保健所設置市の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和 2（2020）年度末）

市名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
札幌市	○	×	×	○	×	×	
函館市	○	×	×	×	×	×	
小樽市	○	×	×	×	×	×	
旭川市	○	×	○	○	×	×	
青森市	×	×	×	×	×	×	
八戸市	○	○	○	×	×	×	
盛岡市	○	×	×	×	×	×	
仙台市	×	×	○	○	×	×	
秋田市	×	×	×	○	×	×	
山形市	×	×	×	○	×	×	
福島市	○	×	○	×	×	×	
郡山市	○	○	×	○	×	×	
いわき市	○	×	×	○	×	×	
水戸市	○	×	×	○	×	×	
宇都宮市	○	○	○	○	×	○	苦情対応
前橋市	○	×	○	○	×	×	
高崎市	○	×	×	○	×	×	
さいたま市	○	×	×	○	×	×	
川越市	○	○	×	○	×	×	
川口市	○	×	×	○	×	×	
越谷市	○	×	×	○	×	×	
千葉市	○	×	×	○	×	×	
船橋市	○	○	○	○	×	×	
柏市	×	×	×	×	×	○	清掃状況確認 (苦情対応)
八王子市	○	○	×	×	×	○	維持管理指導及び公共下水道への接続促進
町田市	○	○	×	○	×	×	
横浜市	○	○	×	○	×	×	
川崎市	○	○	○	×	×	×	
相模原市	○	×	×	○	×	○	下水道水洗化指導の資料として活用
横須賀市	○	○	○	○	×	×	
藤沢市	○	×	×	○	×	×	
茅ヶ崎市	○	×	×	○	×	×	
新潟市	×	○	○	○	×	×	
富山市	×	×	×	○	×	×	
金沢市	○	×	×	○	×	×	
福井市	○	○	×	○	×	×	
甲府市	○	×	×	○	×	×	
長野市	○	×	×	○	×	×	
岐阜市	○	○	○	○	○	×	
静岡市	○	×	×	○	×	×	
浜松市	○	○	×	○	×	×	

市名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
名古屋市	○	×	○	○	×	○	浄化槽清掃実施率の向上
豊橋市	○	×	×	×	×	×	
岡崎市	○	○	×	○	×	○	悪臭の苦情が出た際の原因者特定
豊田市	○	×	×	×	×	×	
四日市市	○	○	×	○	×	×	
大津市	○	×	×	○	×	×	
京都市	○	×	○	×	×	×	
大阪市	○	×	○	×	×	×	
堺市	○	×	×	○	×	×	
豊中市	○	×	×	×	×	×	
吹田市	○	×	×	×	×	○	清掃汚泥処理手数料徴収業務
高槻市	×	×	×	×	×	×	
枚方市	×	×	×	○	×	×	
八尾市	○	×	○	○	×	×	
寝屋川市	○	○	○	○	×	×	
東大阪市	×	×	×	×	×	×	台帳整備中につきまだ活用できていない
神戸市	○	○	×	○	×	×	
姫路市	○	×	×	×	×	×	
尼崎市	○	×	○	○	○	×	
明石市	×	×	×	○	×	○	浄化槽管理者等に対する維持管理の指導・啓発
西宮市	×	×	○	×	○	×	
奈良市	×	×	×	○	×	×	
和歌山市	○	×	×	×	×	×	
鳥取市	○	○	×	○	×	×	
松江市	○	○	○	○	×	×	
岡山市	×	×	×	×	×	×	
倉敷市	○	○	○	○	×	×	
広島市	○	○	○	○	×	○	未管理浄化槽の把握
呉市	○	×	×	○	×	×	
福山市	○	○	×	○	×	×	
下関市	○	○	×	○	×	×	
高松市	○	×	○	×	×	×	
松山市	×	○	×	×	×	×	
高知市	×	×	×	×	×	○	管理者の把握 浄化槽の適正管理
北九州市	○	×	○	○	○	○	未検査・未保守 点検の把握
福岡市	○	○	×	○	○	×	
久留米市	○	○	×	○	×	×	
長崎市	○	×	×	○	×	×	
佐世保市	○	○	×	×	×	×	

市名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
熊本市	○	○	○	○	×	×	
大分市	○	○	○	○	○	×	
宮崎市	○	○	×	○	×	×	
鹿児島市	○	○	×	○	○	○	補助金交付事務
那覇市	○	○	×	○	×	×	
○または△の数	37	38	24	43	9		

注釈) ○：当該目的で活用、×：当該目的で未活用

特別区の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果を下表に示す。台帳に登載したデータの活用目的のうち、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握（11件）が最も多かった。特別区の一部は、無届浄化槽の把握（2件）、特定既存単独処理浄化槽の判定（6件）、法定検査受検率の向上（2件）にも活用していた。浄化槽の長寿命化（0件）に台帳データを活用している特別区は無かった。その他、下水道未普及地域設置浄化槽の把握に台帳を活用している例があった。

表 1-23 特別区の浄化槽台帳の活用状況に関する調査結果（令和2（2020）年度末）

区名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
千代田区	○	×	○	×	×	×	
中央区	×	×	×	×	×	×	
港区	○	×	×	×	×	×	
新宿区	○	×	×	×	×	×	
文京区	×	×	×	×	×	×	
台東区	×	×	×	×	×	×	
墨田区	×	×	×	×	×	×	
江東区	○	×	×	×	×	×	
品川区	×	×	×	○	×	×	
目黒区	×	×	×	×	×	×	
大田区	○	×	○	×	×	×	
世田谷区	○	○	○	×	×	×	
渋谷区	×	×	×	×	×	×	
中野区	×	×	×	×	×	×	
杉並区	○	○	○	×	×	×	
豊島区	×	×	×	×	×	×	
北区	○	×	×	×	×	×	
荒川区	×	×	×	×	×	×	
板橋区	×	×	×	×	×	○	下水道未普及地域設置浄化槽の把握
練馬区	○	×	○	○	×	×	
足立区	○	×	○	×	×	×	
葛飾区	○	×	×	×	×	×	
江戸川区	×	×	×	×	×	×	
○または△の数	11	2	6	2	0	1	

注釈) ○：当該目的で活用、×：当該目的で未活用

(3) 制度の活用に向けた課題整理

殆どの都道府県が令和5年度までに法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定しているところである。茨城県及び香川県のみ、浄化槽台帳の更新予定が現状無く、また、県内の全市町村のデータをMicrosoft Excel等の表計算ソフトで管理している状況である。

台帳データの精査については、多くの都道府県、保健所設置市、特別区が、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新または職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新を行っている。他方で、浄化槽台帳項目やデータの精査を行っていないとする都道府県も見られる。

浄化槽台帳のデータは、浄化槽整備や法定検査受検・維持管理の質の担保と言った課題への対応を行う上で不可欠な情報である。保守点検・清掃等のデータを浄化槽台帳に記録管理してデータの精査を行うこと、また、その記録管理を可能とするシステム等の媒体を整備することもまた不可欠と考えられる。従って、台帳の更新予定が無い、または台帳状況の精査を行っていない、と言った状況の都道府県等に対しては、浄化槽台帳データの基盤整備・精査なくしてどのようにして浄化槽整備や法定検査受検・維持管理の質の担保を行っていくのか等の方策について確認を行い、十分に検討されていない場合には適切な助言を行っていく必要がある。

また、住所と地番の紐づけや無届浄化槽の把握のような課題に対しては、地図情報や航空写真、保守点検・清掃履歴等から得られた情報により精査された情報が有効と考えられる。このような課題の解決に浄化槽台帳のデータが活用可能であることを都道府県等に対し周知することも有益な方策と考えられる。

台帳の活用状況に関する調査結果から、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握、法定検査受検率の向上、及び無届浄化槽の把握には、台帳データが活用されていた一方で、特定既存単独処理浄化槽の判定及び浄化槽の長寿命化に対しては、活用している地方公共団体が限定的だった。

今後、台帳の整備及び活用の促進に向けては、各地方公共団体が、浄化槽の適切な維持管理の促進に関する項目（特定既存単独処理浄化槽の判定及び浄化槽の長寿命化）についても、台帳の活用目的に含めたうえで、台帳システムを構築・更新していくことが望ましい。

1.2.5 協議会

(1) 調査方法

協議会の設置状況については、過年度より指導普及調査において、類似する調査項目として「維持管理組織の組成」等の調査を行っているところであり、この調査項目をベースとして令和2(2020)年度に新たに協議会の設置状況に関する調査票を作成した。令和3(2021)年度は、令和2(2020)年度に作成した協議会の設置状況に関する調査票を用いて調査を行った。調査票を次頁に示す。

なお、ここでは、法定協議会の定義は、改正浄化槽法の規定事項に基づき、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うことを目的として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者等が共同で設立する協議会』とした。

25. 法定協議会の整備状況

都道府県内の法定協議会の整備状況について、協議会名、目的、構成員、活動内容、詳細・メリット等を回答してください。

※法定協議会とは

「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うことを目的として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者等が共同で設立する協議会。

【法定協議会の有無】

法定協議会の有無について回答してください。（回答必須）

【法定協議会の有無】で「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。

【協議会名】

協議会の名称

【協議会の目的】

浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等の各協議会において設定した目的

【構成員】

住民、市町村、工事業者（個別・団体）、保守点検業者（個別・団体）、清掃業者（個別・団体）、指定検査機関、その他

【活動内容】

契約、手続き等の代行（設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査）、助成申請の受付、住民指導、啓発、その他

【活動内容の詳細、メリット等】

活動内容の詳細、メリット等

※「法定協議会の有無」において「無し」と回答した地方自治体の回答は集計不要です。ただし、「法定協議会の有無」を未回答の市町村がある場合は、その市町村名のみ記載ください。

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	法定協議会の有無	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等

図 1-14 法定協議会の整備状況調査票（都道府県向け）

(2) 動向把握・評価・分析

令和2(2020)年度末時点で36地方公共団体が23の法定協議会を組成している。各地方公共団体における協議会の取組状況は下表に示す通りである。令和元(2019)年度から、山梨県、愛知県、愛知県一宮市、徳島県、愛媛県砥部町、及び福岡県の6地方公共団体が新たに法定協議会を整備した。

23の法定協議会の設立目的は、以下の7つに大別された。維持管理の適正化、生活環境・公衆衛生の向上、浄化槽設置整備事業の円滑化、公共下水道への接続の推進、汚水の適正処理、関係者からの意見徴収・関係者間での情報共有及び協議、浄化槽関係業者の指導の7つである。令和元(2019)年度から新たに法定協議会を整備した6つの地方公共団体のうち、山梨県、徳島県、福岡県の3県は、関係者からの意見徴収・関係者間での情報共有及び協議を設立の目的に挙げていた。

法定協議会の活動内容は、法定検査費用の補助、啓発活動、契約手続の代行、助成申請の受付、交付事務、意見の聴取・情報交換、講演会等の開催、国又は都道府県への陳情・請願、台帳システムに関する検討・整備、市民からの相談対応等の様々な内容が報告されていた。令和元(2019)年度から新たに法定協議会を整備した山梨県、徳島県、愛知県、福岡県の全4県は、活動内容の一部に浄化槽台帳システムの整備を挙げていた。

(3) 制度の活用に向けた課題整理

協議会については、整備促進や管理の質の向上といった目的のもとで、主体間の情報連携やコミュニケーションを促すためのツールである。特に、情報連携に関する取り決めを行う場として活用できる点や、協議会の規約に基づく情報連携等の可能性がある点で、浄化槽台帳整備における活用も期待できる。

他方で、令和2(2020)年度末時点で設置されている法定協議会は23と少なく、協議会制度の活用に向けては各地方公共団体での取組を促すことが課題であり、協議会等の組成プロセスの整理や事例周知といった対策が基本的な対策と考えられる。

他方で、協議会の目的を鑑みると、従来設置されている維持管理組織や非法定の協議会等においても、目的を充足しているものもあると考えられる。維持管理組織は、平成29(2017)年度末時点では、100地方公共団体で組成されている(平成30(2018)年度浄化槽の指導普及に係る調査結果より)など、潜在的な協議会(主体間コミュニケーションや情報連携を行う基盤となる組織体)は国内に存在すると考えられる。

協議会については、現状ではその組成や法定化することでの利点などが十分に整理されていないところであり、整備促進などに資する施策としての効果分析も重要と考えられる。この施策効果分析については、第2章において実施し、その内容を示した。

表 1-24 各地方公共団体における法定協議会の取組状況

都道府県名	市町村名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進	住民、市町村	法定検査費の補助、浄化槽の適正な維持管理に関する啓発活動	組合で法定検査費を全額補助するため、法定検査の受検率が高い。また、使用者の維持管理費用の負担軽減に寄与している。
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備推進協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進	住民・市町村	契約・手続きの代行 助成申請の受付	年1回の代議員会開催
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	適正な維持管理の促進・啓発	住民、市町村、保守点検業者	法定検査集団納付事務、保守点検補助、啓発	法定検査の集団納付ができる、維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減できる。
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする	・比布町に合併処理浄化槽を設置し、協議会に加入した者 ・協議会の運営に必要な者	助成申請受付、交付事務	・手続き等の代行 維持管理に関する啓発
	美瑛町	美瑛町浄化槽浄化槽保守管理協議会	適正な維持管理の促進	住民、町、工事業者、保守点検業者、清掃業者	契約、手続きの代行、助成申請の受付、住民指導、啓発	保守点検、清掃、法定検査の未実施を防ぐ
栃木県	-	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	県、県内全市町、指定検査機関	1. 浄化槽設置整備事業の推進に関すること 2. 浄化槽の普及促進及び啓発に関すること 3. 浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関すること 4. 浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関すること 5. 国または県に対して浄化槽に関する陳情、誓願等に関すること	担当者の育成や地方公共団体間の情報交換が可能

都道府県名	市町村名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
埼玉県	-	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	(1) 学識経験者 (2) 指定検査機関 (3) 浄化槽関係団体を代表する者 (4) 政令指定都市職員 (5) 市町村職員 (6) 県職員 (7) その他適当と認められる者	(1) 浄化槽の整備促進に関すること (2) 浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること (3) その他目的を達成するために必要な事業等	作業部会を設置し、浄化槽の維持管理情報に係る収集方法等の体制整備について、実務者の視点から、持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。
山梨県	-	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取するため	県、保健所設置市、市町村、指定検査機関、保守点検業者(団体)、浄化槽工事業者(団体)、浄化槽清掃業者(団体)	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取する	浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成について必要に応じて関係団体と協議することができる。
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。	東御市内に浄化槽を設置している者及び協力業者	維持管理にかかる費用の一部補助、啓発事業等	協会の浄化槽に対する意識向上、保守点検・清掃費の一律化
	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者、維持管理業者、清掃業者等	講習会等の開催	講習会等の開催
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る	事務局(豊丘村役場環境課)豊丘村排水処理管理組合総代	年間事業計画の確認 汚泥引き抜き料金の改定について など	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とす	(1) 村内に住居及び事務所を有し、浄化槽を設置しているもの。(2) 浄化槽に密接な関係があり、本会目的達成に協力する者	(1) 浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進(2) 浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施(3) その他目的達成のための必要な事項	浄化槽設置者講習会及び視察研修、浄化槽管理状況調査(巡回指導)等

都道府県名	市町村名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
			る。			
	長野県 14 市町村	飯伊浄化槽組合	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	長野県、飯伊 14 市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	現地において清掃及び維持管理状況の点検並びに放流水の水質検査を実施、行政部・清掃部・施設部・代行管理部を設け課題の把握及び課題解決に向けた検討会を開催
愛知県	-	愛知県浄化槽協議会	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域等の水質の更なる改善	保健所設置市、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関、愛知県	浄化槽の適正な維持管理の推進、(特定既存)単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(公共浄化槽)への転換、浄化槽台帳システム情報の精査及び共有・活用	課題解決のための手法のうち本協議会で検討すべき事項について、必要に応じ部会等を設けて検討する。
	一宮市	一宮市浄化槽協議会	市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進	市、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関	協議会の開催(年2回)	浄化槽の保守点検、清掃の適正実施と法定検査の受検率向上。浄化槽台帳の整備の協力
広島県	-	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」(平成 25 年度)でとりまとめた施策の実施・調整等、浄化槽の本来機能を発揮するために不可欠な維持管理(清掃・保守点検・法定検査)の適正かつ確実な実施を促進する。	広島県 県内全 23 市町 指定検査機関 浄化槽清掃業関係団体 浄化槽保守点検業関係団体 浄化槽工事業関係団体 浄化槽製造業関係団体	浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨とした、次の各号に掲げる事項の情報共有、意見交換の実施 (1) 行政、浄化槽関係業者等の連携・協力の促進 (2) 浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上 (3) 浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者及び法定検査機関等関係業者の取組 (4) 県、市町等行政の取組 (5) その他、課題抽出・解決策策・今後の	浄化槽の法定検査実施状況、行政・関係機関の取組状況、法改正情報の県内構成員間での情報共有・意見交換を通じて、浄化槽広報・維持管理業務の適正化促進に向けての方向性の相互理解を通じて、浄化槽行政の円滑な推進を図ることが可能である点。

都道府県名	市町村名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
					取組方策等適正な維持管理の促進に関すること	
	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会	小型合併処理浄化槽の設置の推進及び保守管理	住民・市町村	手続き等の代行（保守点検・清掃）啓発	協議会内の浄化槽の一括管理
徳島県		とくしま浄化槽連絡協議会	浄化槽行政担当者が、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため、指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見徴収や情報共有を行う	(1) 徳島県（水・環境課、総合県民局、東部保健福祉局、環境指導課、建築指導室）(2) 市町村浄化槽及び環境担当部局(3) 指定検査機関(4) 浄化槽保守点検業登録業者及びこれらで組織する団体(5) 市町村の浄化槽清掃業許可業者及びこれらで組織する団体(6) 浄化槽工事業登録業者及びこれらで組織する団体(7) 市町村設置型浄化槽整備特別目的会社(8) その他、協議会の目的達成のために必要と認めたものの	1 転換への「有効な方策」の検討に関すること2 「台帳作成」のため、設置情報の収集に関すること3 適正な維持管理の推進に関すること4 その他、協議会の目的を達成するために必要なこと	徳島県における浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進が図られる
愛媛県	砥部町	砥部町衛生事業推進協議会	し尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び公共下水道への接続の推進	砥部町、砥部町一般廃棄物収集運搬及び浄化槽清掃業許可業者	浄化槽の適正な使用についての啓発、合併浄化槽の普及等	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る
高知県	-	高知県浄化槽連絡協議会	(1) 浄化槽関係業者の指導に関する事項 (2) 浄化槽の維持管理及び浄化槽	(1) 高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所 (2) 高知市建築指導課及び環境保全課	構成機関または関係者の要請により、事務局が調整して協議会を開催する。	業界団体、行政等が課題を共有でき、解決に向けて足並みを揃えることが可能

都道府県名	市町村名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
			法第7条及び第11条の水質検査に関する事項 (3) その他浄化槽行政の運営に関する事項 について協議すること	(3) 市町村浄化槽行政担当課 (4) し尿関係一部事務組合 (5) 検査センター (6) 浄化槽協会		
福岡県	-	福岡県浄化槽台帳協議会	法第49条に基づく浄化槽台帳の整備その他浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うこと。	県、市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者（団体）	台帳整備	浄化槽台帳の整備に係る検討を行うとともに、協議会構成機関での合意形成を図る。
	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること	市町村、工事業者（田川管工事組合）、保守点検業者（田川地区環境整備事業協同組合）、指定検査機関、浄化槽システム協会	普及啓発、事業者の技術の向上、市民からの相談	浄化槽技術講習会の開催
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する。	保守点検業者、清掃業者、熊本市（オブザーバー的役割）	共通する課題についての研修、官公庁や関係団体との連絡調整	維持管理研修会の開催

2. 浄化槽整備促進に向けた現状分析と対策検討

2.1 現状分析

浄化槽整備促進策の抽出・検討に資する調査を行うことを目的として、整備促進策に関する仮説を設定し、その有効性検証に資する調査・分析を行った。具体的な手法及びその詳細を以下に示す。まず、現状分析にあたり、浄化槽整備促進策の仮説を検討した。次に、現状分析については、「都道府県構想における設定目標に比しての進捗状況の評価」及び「浄化槽整備事業における財政動向と要因分析」の観点から分析を実施した。前者については、公表資料等を用いて都道府県及び市町村別に進捗状況を整理するとともに、公共浄化槽の普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村を抽出した。後者については、公表資料を用いて公共浄化槽の1基あたりの維持管理費が増加傾向にある市町村を抽出したうえで、ヒアリングを実施して要因を分析した。

表 2-1 現状分析の手順

手順	詳細
①仮説検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和2(2020)年度までの行政計画・調査報告書をもとに、国・都道府県・市町村それぞれの短期的・中長期施策に係る仮説を検討・整理した。 特に、補助制度や公共浄化槽事業等の浄化槽整備施策やそれに資する各主体間連携に係る施策(台帳整備、協議会設立)等について整理した。
②-1 都道府県構想における設定目標に比しての進捗状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県構想の進捗状況については、国土交通省・農林水産省・環境省の三省で実施しているアクションプラン調書を活用し、都道府県及び市町村別に整理した。 特に普及ポテンシャルが高いと見込まれる、高齢者のみ世帯(汚水処理整備費用負担が難しい世帯)が少ないにも関わらず未普及人口が多い市町村を抽出する。高齢者のみ世帯数は平成27(2019)年国勢調査を使用した。
②-2 浄化槽整備事業における財政動向と要因分析	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業年鑑や環境省調査結果などを用いて、公共浄化槽事業において1基あたり維持管理費が増加基調にある、整備進捗が限定的である市町村を抽出し、ヒアリング調査の対象とした。 次の項目についてヒアリング調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (公共浄化槽事業実施市町村)公共浄化槽事業の維持管理費の適正化に向けた課題(特に維持管理費用の増加の要因把握と対策実施状況、削減に向けた具体策)

2.1.1 仮説検討

浄化槽整備促進策の仮説は、環境省浄化槽推進室と協議のうえ、次の3つを当初仮説とした。

- 合併処理浄化槽への転換取組余地の大きい市町村に対する国・都道府県による支援
- 情報基盤構築に向けて協議会等の仕組みを活用した主体間連携の取組

- 公共浄化槽事業に係る財政動向分析に基づく負担軽減に向けた取組

上記の仮説をもとに、浄化槽整備事業の動向について、都道府県構想をはじめとする諸計画との整合性や個別事業における現状・課題把握に基づき現状分析を行った。

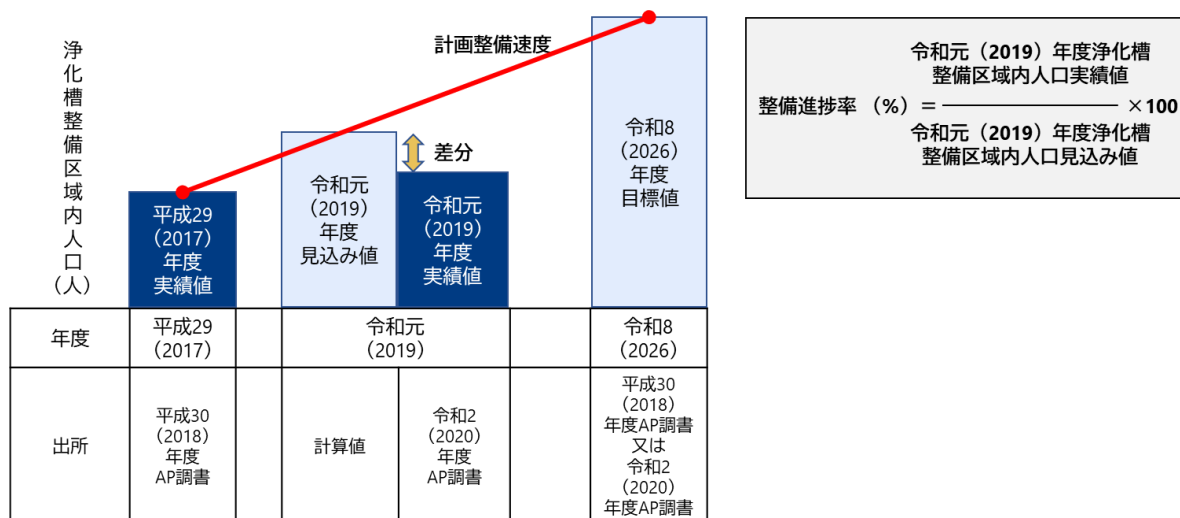
2.1.2 都道府県構想における設定目標に比しての進捗状況の評価

(1) 各都道府県における都道府県構想の進捗状況

アクションプラン策定及び都道府県構想見直し結果等に関する調書（以下、「アクションプラン調書」という。）を用いて、都道府県構想で設定した令和元（2019）年度末時点の浄化槽整備区域内人口の見込み値に比して、実際には令和元（2019）年度末時点の浄化槽整備の進捗が限定的である都道府県を抽出した。

令和元（2019）年度末の浄化槽整備区域の整備進捗率及び見込み値と実績値の差分の算出方法を以下に示す。まず、令和8（2026）年度における浄化槽整備区域内人口の目標値と平成29（2017）年度末の浄化槽整備区域内人口の実績値を用いて、1年あたりの計画整備速度を求めたうえで、令和元（2019）年度末の浄化槽整備区域内人口の見込み値を算出した。なお、都道府県構想の見直しが平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて全都道府県で行われていること、現在の廃棄物処理施設整備計画が平成29（2017）年度の都道府県構想をもとに平成30（2018）年度に策定されていること等に鑑み、平成30（2018）年度以降の見直しを反映した場合と反映しない場合について、令和元（2019）年度末時点の浄化槽整備区域内人口の見込み値をそれぞれ算出した。

次に、令和元（2019）年度末時点の浄化槽整備区域内人口の見込み値と令和元（2019）年度末の浄化槽整備区域人口の実績値を用いて、令和元（2019）年度時点の整備進捗率及び見込み値と実績値の差分を求めた。



注釈）AP 調書とは、「アクションプラン策定及び都道府県構想見直し結果等に関する調書」を指す。

図 2-1 各都道府県の令和元（2019）年度末における整備進捗率等の算出方法

1年あたりの計画整備速度が正の値の都道府県のうち、整備進捗率が下位10位までを次頁に示

す。鹿児島県及び群馬県を除いた 9 道県が、廃棄物処理施設整備計画策定後の都道府県構想の見直し反映の有無に関わらず、整備の進捗が限定的な都道府県として抽出された。また、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、神奈川県、熊本県、及び鹿児島県の 7 県では、整備進捗率が芳しくないのに加えて、令和元（2019）年度末時点の浄化槽整備区域内人口の見込み値に比べて実績値が 10,000 人以上少なかった。

表 2-2 整備進捗率が下位 10 位の都道府県（令和元（2019）年度末時点）

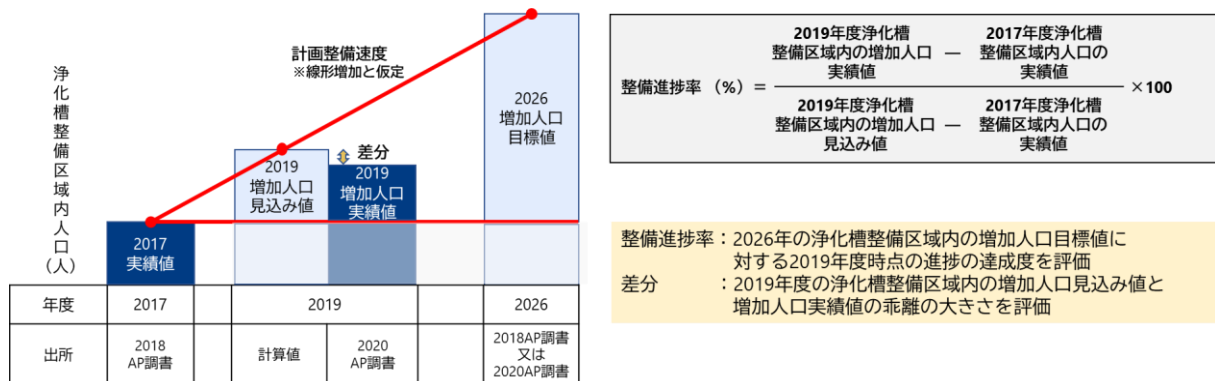
都道府県名	令和元（2019）年度末時点の整備進捗率（%）	令和元（2019）年度末の浄化槽整備区域内人口の見込み値と実績値の差分（人）
—廃棄物処理施設整備計画策定後の都道府県構想の見直しを反映しない場合—		
石川県	88.3	5,421
福島県	91.4	40,106
神奈川県	93.7	7,744
岩手県	94.1	10,372
北海道	94.7	9,205
埼玉県	95.4	34,088
新潟県	95.7	5,342
熊本県	96.1	10,428
宮城県	96.2	6,267
鹿児島県	96.4	22,149
—廃棄物処理施設整備計画策定後の都道府県構想の見直しを反映した場合—		
石川県	88.3	5,407
神奈川県	91.2	10,996
福島県	91.4	40,106
岩手県	94.3	10,062
北海道	95.5	7,625
埼玉県	95.5	33,726
熊本県	96.1	10,446
宮城県	96.2	6,267
群馬県	97.1	11,465
新潟県	97.1	3,569

(2) 各市町村の浄化槽整備区域内における整備進捗状況

令和 2（2020）年度のアクションプラン調書を用いて、市町村別の浄化槽整備区域内浄化槽人口の整備進捗状況を評価した。

全国の市町村における浄化槽整備進捗状況を同一条件で比較するための、市町村別の整備進捗率の算出方法を以下に示す。整備進捗率は、令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内の増加人口見込み値に対する、令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内の増加人口実績値の割合から算出した。令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内の増加人口見込み値は、平成 29（2017）年度の浄化槽整備区内の人口実績値から、各市町村の定めた令和 8（2026）年度増加人口目標値まで、人口が線形増加して目標値に達成すると仮定した場合における、2 年目（令和元（2019）年度）の値である。他方で、令和元（2019）年度浄化槽整備区域内の増加人口実績値は、平成 29（2017）年度の浄化槽層整備区域内の人口実績値と令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内の人口実績値の差分である。

また、令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内人口見込み値と増加人口実績値の差分から、乖離の大きさを評価した。ここでは、1,000 人以上の乖離が見られる市町村を抽出した。



注釈) AP 調査とは、「アクションプラン策定及び都道府県構想見直し結果等に関する調査」を指す。

図 2-2 各市町村の浄化槽整備進捗率の算出方法

整備進捗率の分布を以下に示す。浄化槽を新規設置する計画としている 870 の市町村のうち、令和元（2019）年度の整備進捗率 100%以上が 483 市町村、0%以上 100%未満（0～100%）が 184 市町村、0%未満が 203 市町村であった。なお、0%未満とは、令和 8（2026）年度の浄化槽整備区域内人口を、平成 29（2017）年度より増加させる目標を掲げているにも関わらず、令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内人口が、平成 29（2017）年度よりも減少していることを示している。

表 2-3 整備進捗率の分布（令和元（2019）年度）

整備進捗率	該当市町村数	うち、差分が 1,000 人以上の市町村数
100%以上	483	—
0～100%	184	25
0%未満	203 (184)	44
合計	870	69

注釈) 整備進捗率 0%未満の該当市町村数の括弧内数値は、平成 29（2017）年度末時点の令和 8（2026）年度の浄化槽整備区域内人口目標値でも整備進捗率 0%未満の市町村数を示す。

整備進捗率が 0%未満となった 203 市町村について、得られたデータの妥当性を検証するために、2018 年のアクションプラン調査に記載された令和 8（2026）年度の浄化槽整備区域内増加人口目標値を用いた場合の整備進捗率を同様に求めた。その結果、2018 アクションプラン調査に記載された令和 8（2026）年度の浄化槽整備区域内人口目標値を用いた場合でも、203 市町村のうちの 184 市町村は、整備進捗率が 0%未満であった。どちらの整備進捗率も 0%未満を示した市町村は、2017 年から 2019 年にかけて、浄化槽整備区域内人口の見直しがされていない、または見直しによる整備進捗率向上の効果が小さい市町村であることを示している。本調査では、これ以降、平成 29（2017）年度末及び令和元（2019）年度末のどちらにおいても、整備進捗率 0%未満の 184 市町村を検証の対象とした。

整備進捗率が 100%未満の市町村のうち、令和元（2019）年度の浄化槽整備区域内増加人口見込み値と実績値の乖離が 1,000 人以上だった市町村数は、整備進捗率 0～100%では 25 市町村、整備進捗率 0%未満では 44 市町村であった。

(3) 普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村の抽出

1) 平成 27 (2015) 年国勢調査を用いた抽出

前節において、整備進捗率が 100%未満であり、かつ令和元 (2019) 年度の浄化槽整備区域内増加人口見込み値と実績値の乖離が 1,000 人以上だった 69 市町村のうち、普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村を抽出した。

ここでは、老年人口 (65 歳以上の人口) の割合が日本の全国平均 (令和 2 (2020) 年度は 28.7%) よりも小さい市町村を、浄化槽を使用する期間の長い年齢層が多いと仮定し、普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村と定義した。老年人口の割合は、平成 27 (2015) 年国勢調査 (総務省統計局) 都道府県・市区町村別主要統計表 (平成 27 (2015) 年) にある、市町村別の 65 歳以上人口割合を用いた。

特に普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村を、高齢人口割合の低い市町村から昇順に以下に示す。整備進捗率が 100%未満であり、かつ令和元 (2019) 年度の浄化槽整備区域内増加人口見込み値と実績値の乖離が 1,000 人以上だった 69 市町村のうち、25 市町村が特に普及ポテンシャルが高い市町村として抽出された。最も老年人口割合が低かったのは、沖縄県石垣市の 19.2%であり、その他の市町村はいずれも老年人口割合が 20%台であった。

表 2-4 特に普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村

都道府県名	市町村名	高齢人口割合	整備進捗率	令和元 (2019) 年度見込み値	令和元 (2019) 年度実績値	差分	計画整備速度	実績整備速度	令和 8 (2026) 年度人口目標値
		(%)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人/年)	(人/年)	(人)
沖縄県	石垣市	19.2	6	7,830	6,696	1,134	602	35	12,041
千葉県	成田市	21.2	13	21,893	20,042	1,851	1,065	140	29,350
埼玉県	吉川市	21.7	-42	6,560	4,678	1,882	180	-281	11,182
群馬県	伊勢崎市	23.8	52	59,276	57,146	2,130	2,212	1,147	74,758
茨城県	ひたちなか市	23.9	34	40,365	39,092	1,273	876	327	47,108
栃木県	真岡市	23.9	-83	13,008	11,202	1,806	493	-411	16,457
岩手県	盛岡市	25.1	-26	12,294	11,148	1,146	453	-120	15,464
福島県	須賀川市	25.4	-17	16,546	12,020	4,526	1,941	-322	30,133
愛媛県	松山市	25.9	-42	124,603	122,572	2,031	718	-298	129,627
佐賀県	佐賀市	25.9	-15	16,420	15,417	1,003	436	-65	19,475
福島県	本宮市	26.2	34	11,077	9,951	1,126	855	292	17,064
埼玉県	熊谷市	26.2	29	54,772	51,456	3,316	-4,881	682	71,152
埼玉県	鴻巣市	26.3	-288	16,401	10,070	6,331	37	-2,351	22,104
北海道	羅臼町	26.5	-1,747	3,982	2,787	1,195	32	-565	4,208
群馬県	高崎市	26.5	20	37,455	35,735	1,720	1,077	217	44,994

都道府 県名	市町村名	老齡人 口割合	整備進 捗率	令和元 (2019) 年度 見込み 値	令和元 (2019) 年度 実績値	差分	計画整 備速度	実績整 備速度	令和 8 (2026) 年度人口 目標値
		(%)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人/ 年)	(人/ 年)	(人)
岡山県	倉敷市	26.7	-400	62,899	57,605	5,294	529	-2,118	66,604
埼玉県	羽生市	27.2	-356	27,921	25,212	2,709	211	-1,058	30,000
鹿児島県	鹿屋市	27.5	56	59,683	57,593	2,090	2,390	1,345	76,411
高知県	高知市	27.7	-248	56,243	43,283	12,960	1,863	-4,617	69,286
福島県	福島市	27.7	46	58,746	55,428	3,318	3,068	1,409	80,220
神奈川県	小田原市	27.8	-271	12,805	9,525	3,280	1,713	-1,198	15,900
熊本県	宇土市	27.9	-26	3,689	2,224	1,465	573	-150	7,768
千葉県	野田市	27.9	15	17,941	16,804	1,137	670	101	22,628
埼玉県	北本市	28.3	-196	6,142	3,691	2,451	368	-811	9,043
福島県	いわき市	28.4	-105	115,798	97,605	18,193	4,446	-4,651	146,922

2.1.3 浄化槽整備事業における財政動向と要因分析

(1) 調査対象の選定

地方公営企業年鑑を用いて、公共浄化槽事業において1基あたり維持管理費が増加基調にあって、整備進捗率が低い市町村の抽出を行った。

はじめに、経過年数や基数の少なさによる維持管理費増加のケースを除外すべく、令和元(2019)年度時点の基数が300基以上あり、かつ、経過年数15年以上の市町村を抽出したところ、108件が該当した。そのうち、平成22年度から令和元(2019)年度にかけて極端に基数が減少している市町村を除き(基数増加率0.5倍以上で抽出)、残った107件を対象として、平成25年度から平成29(2017)年度及び平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の間において、1基あたりの維持管理費単価の増加率が上昇している市町村を抽出したところ、15市町村が該当した。平成22年度から平成25年度、平成25年度から平成29(2017)年度、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の間において、1基あたりの維持管理費単価の増加率が上昇している市町村は、1市町村のみであった。

(2) 調査項目

公共浄化槽事業における1基あたりの維持管理費の把握状況の他、維持管理に関する問題や要因について、市町村へのヒアリング調査を実施した。具体的な調査項目を以下に示す。

- 公共浄化槽事業における、1基あたりの維持管理費の変化・現状把握の方法
- 維持管理に関する問題
- 維持管理に関する問題への対応状況
 - 維持管理に関する問題の要因、要因把握で参照する情報
 - 維持管理に関する問題に対し、検討または実施している対策の有無
 - 対策を実施している場合：対策の詳細（実施期間、実施体制、実施内容）、実施上の問題
 - 対策の検討や実施をしていない場合：検討・実施上の問題

ヒアリング調査の実施に際し、1基あたりの維持管理費が増えている要因、及び要因に対し市町村の対策が進まない背景について、下図のような仮説を立てた。仮説の検証及び必要な対応策の検討に必要な情報収集を念頭に、市町村へのヒアリング調査を実施した。

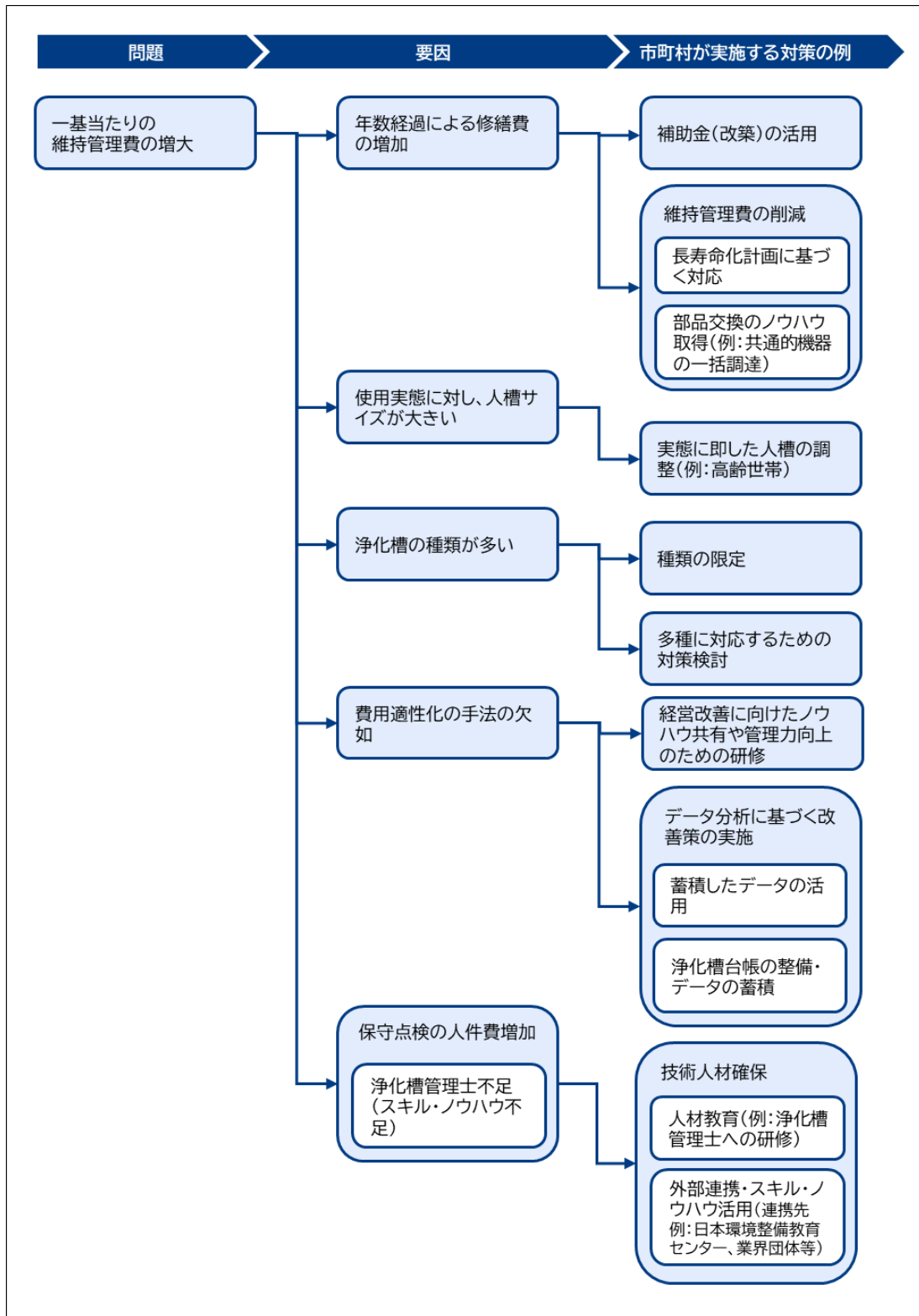


図 2-3 1基あたり維持管理費の増大に対する対応策

出所) エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が作成

上記の仮説の設定に際しては、次頁に示す資料を参考としたうえで、要因や対策を検討した。

表 2-5 維持管理費の増大に係る要因の参考事例と出所

要因	参考事例	出所
経過年数による修繕費の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化対策により機器交換費や補修費が増加するが、長寿命化によって年あたりの更新費用が削減されることにより、ライフサイクルコスト (LCC) が低減される。 	<p>「令和 2 (2020) 年度浄化槽長寿命化計画の策定に係る調査検討業務報告書 (令和 3 年 3 月)」 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社</p>
使用実態に対し、人槽サイズが大きい	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS 算定方法によれば 7 人槽になるところでも、将来を含めた居住者状況から実際には 5 人槽で十分なところが多く、当初の人槽計画からズレてきている。 ※唐津市ヒアリング調査結果 	<p>「令和元 (2019) 年度 民間事業者活用による国内浄化槽整備事業の主要成功要因調査業務 報告書」国立研究開発法人国立環境研究所、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社</p>
浄化槽の種類が多さ	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減施策は、資材の一括購入、便器購入、運送費 (浄化槽購入時、1 基ずつ運ぶのはコストがかかるため、複数基をまとめて運ぶ)、浄化槽の機種固定 (町からは 7 種類の機種提示)。 ※愛南町ヒアリング調査結果 ・管理技術向上と保守点検時間の短縮のため、3 つの型式を採用する方針としている。 ※十和田市ヒアリング調査結果 	
費用適正化の手法の欠如	<p>(経営改善、費用適正化の一例として抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI とすることで、市町村型に比べて市職員 2 人分の経費縮減になっている。 ※宮崎市ヒアリング調査結果 ・事業者が建設したものを買い取るという形にしたことで、建設、維持管理、汚泥処理、係る申請事務一式を委託することができ、行政側の人件費が大幅に抑制できた。 ※紫波町ヒアリング調査結果 ・費用効率化の手法としてはシェアードサービスである。新埼玉環境の資材置き場を SPC の資材置き場として提供しており、施工を行う各社が共同利用している。また、浄化槽の設置や維持管理に係る見積、書類提出、写真添付などの事務作業 	<p>「令和元 (2019) 年度 民間事業者活用による国内浄化槽整備事業の主要成功要因調査業務 報告書」国立研究開発法人国立環境研究所、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社</p>

要因	参考事例	出所
	を、SPC から新埼玉環境への委託という形で集約している。 ※嵐山町ヒアリング調査結果	
	(経営改善、費用適正化の一例として掲載) ・既存の一部事務組合を活用した広域行政組織による市町村整備型を実施した場合(年間 100 基程度を整備して維持管理する場合)、単一の市町村で市町村整備型を行うよりも、整備費用、市町村職員人件費が低く抑えられ、費用が 15% (一般会計支出額で 700~1,700 万円/年程度) 削減されることが示されている。	「浄化槽整備推進施策 事例集(平成 30 年 3 月)」環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室
保守点検の人件費増加	・浄化槽管理士をはじめとする技術者・従業員の人員不足、高齢化(平成 25 年度末で登録浄化槽管理士の平均年齢は 49.5 歳(27,636 人)、免状取得者の平均年齢は 54.7 歳(76,767 人))があり、人材確保、技術継承、技術研鑽が課題となっている。	環境省「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」の提言

(3) 実施時期・方法

全 15 市町村のうち、ヒアリング調査の承諾を得た 11 市町村に対して実施した(令和 3 年 6 月実施)。

具体的には、ヒアリングシートを配布して書面で回答いただいた後、深堀を目的としたヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の実施方法は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、WEB 会議または電話とした。

(4) 調査の実施結果

ヒアリング調査を行った 11 市町村から得られた内容は以下の通り。

- 維持管理費の把握について
 - 1 基あたりの維持管理費を把握していると回答した市町村は、11 件中 5 件であった。把握にあたり参照している情報は、以下の通り。
 - A 市では、保守点検と清掃に関して人槽に応じた単価契約を結んでおり、委託費の実績から把握していた。
 - B 町では、保守報告、清掃報告の他、修繕台帳(設置年、保守点検や清掃等の実施状況等を整理したもの)を活用していた。
 - C 市では、総務省の地方公営企業決算状況調査、市の定期監査、予算編成の資料

等から把握していた。

- D 町では、浄化槽管理を委託する事業者からの修繕報告を活用していた。
- E 市では、総基数に対する年度実績（維持管理費用や修繕費用の累積）から、1 基あたりの費用を算出していた。
- 残る 11 件中 6 件の市町村では、1 基あたりの維持管理費を把握しておらず、予算編成の資料等から維持管理費の総額を把握している状況であった。
 - F 村では、保守点検記録票をそのまま浄化槽台帳（紙）として管理しており、1 基あたりの維持管理費の変化や要因分析が難しい状況にあった。
- 維持管理費に対する認識について
 - ほとんどの市町村が維持管理費の増加の主な要因として、経年劣化による修繕費の増加を挙げていた。
 - 修繕費以外の要因として、市町村から得られた回答は以下の通り。
 - E 市では年に 6 回保守点検を実施しており、維持管理費増加の一因として挙げられた。
 - G 町では、清掃を年 2 回行う必要のある浄化槽が増加しており、維持管理費増加の一因として挙げられていた。
 - A 市では、維持管理費に関する問題は発生していないという回答だった。その理由として、使用料金を定額制にしており、毎年維持管理費の他、将来発生する修繕費用も含めた金額設定にしていることが挙げられる。集めた使用料の一部（決算剰余金の一部）を、将来の修繕費の財源として基金を積み立てており、今後しばらくは基金を取り崩すことなく経年経過等により発生する修繕に対応できる見込みである。
- 維持管理削減に向けた対応の検討・実施状況について
 - 長寿命化計画や改築の交付金を把握しておらず、活用できていないと回答した市町村が多かった。
 - C 市からは、改築の交付金を活用したい一方で、経過年数の長さに関わらず不具合が発生する浄化槽もある中、対象となる浄化槽の調査方法や判断基準（改築が適当と判断する根拠）の検討が必要となり、難しいと回答があった。
 - 維持管理費削減に向けた対応を検討・実施していると回答した市町村の具体的な回答は、以下の通り。
 - E 市では、適切な点検回数に関する保守点検業者への聞き取り調査や保守点検業者との協議のうえ、令和 3（2021）年度から試験的に使用人員が人槽の 20% 以下の場合に、点検回数を年 4 回に減らす取組を開始した。
 - G 町では、清掃回数増加要因の 1 つに、不適切な浄化槽の使用があるとして、設置時に使用者に配布するチラシや広報誌を活用して、使用者への周知啓発を行っている。

- H市では、例えばブロワの故障に対して、可能な限り分解整備で対応し、経費削減を図っている。また、大量仕入による部材の仕入単価削減も検討している。
 - I町市及び香春町では、空き家になってしまった等の理由で未使用状態が続く公共浄化槽に対し、改正浄化槽法に基づく休止の手続きを行うことで、不要な維持管理費が発生しないよう取り組んでいる。
- その他の対応
- J町では、維持管理費の削減策ではないが、予算管理上で留意している点として、委託業者から提出される保守点検記録（エクセルファイル）をもとに、修繕が必要な公共浄化槽の順位づけを行い、優先度の高いものから予算の範囲内で順次修繕している。

2.2 浄化槽整備促進策の検討

前節の評価分析結果をもとに、都道府県構想における設定目標に比した進捗状況の浄化槽整備促進策を検討した。令和4(2022)～令和5(2023)年度にかけて対策を実施することを想定した短期的施策、及び令和6(2024)年度以降までかけて対策を実施することを想定した中長期的施策について検討した。現状分析の結果をもとに検討した施策の実効性を向上させることを目的に、地方公共団体担当者に対して、ヒアリング調査を実施した。

2.2.1 都道府県構想における設定目標に比した進捗状況評価に基づく施策検討

(1) 普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村と整備促進策

2.1.2項において、整備進捗率が100%未満、令和元(2019)年度の浄化槽整備区域内増加人口見込み値と実績値の乖離が1,000人以上、高齢人口割合が日本の平均値以下だった市町村、すなわち特に普及ポテンシャルが高いと見込まれる25市町村を抽出した。

この25市町村は、令和元(2019)年度の整備進捗率で2つ(整備進捗率が0%以上もしくは0%未満)に分類できる。

整備進捗率が0%未満である場合、要因として、浄化槽の廃止や浄化槽台帳の精査による基数の修正といった理由が考えられる。これまでの浄化槽整備区域内人口の正誤を確認するとともに、令和8(2026)年度の浄化槽整備区域内目標値の妥当性を確認し、実態を反映した整備計画の見直しを行うことが喫緊の課題である。

加えて、整備計画に比して実績が十分でない市町村、すなわち整備進捗率が100%に満たない市町村については、整備を加速する補助事業などの施策の見直しが必要である。

普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村及び整備促進策を以下に示す。

令和元(2019)年度整備進捗率が0%未満の15自治体			令和元(2019)年度整備進捗率が0～100%の10自治体		
北海道羅臼町 (-1747%)	岩手県盛岡市 (-26%)	福島県いわき市 (-105%)	福島県福島市 (31%)	福島県本宮市 (34%)	茨城県ひたちなか市 (34%)
福島県須賀川市 (-17%)	栃木県真岡市 (-83%)	埼玉県羽生市 (-356%)	群馬県高崎市 (13%)	群馬県伊勢崎市 (37%)	埼玉県熊谷市 (38%)
埼玉県鴻巣市 (-288%)	埼玉県北本市 (-196%)	埼玉県吉川市 (-42%)	千葉県野田市 (15%)	千葉県成田市 (13%)	鹿児島県鹿屋市 (56%)
神奈川県小田原市 (-271%)	岡山県倉敷市 (-400%)	愛媛県松山市 (-42%)	沖縄県石垣市 (24%)		
高知県高知市 (-248%)	佐賀県佐賀市 (-15%)	熊本県宇土市 (-26%)			

	令和元(2019)年度整備進捗率が0%未満の15自治体	令和元(2019)年度整備進捗率が0～100%の10自治体
整備促進の短期的施策	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽整備状況の現状の把握 整備抑制の要因分析と対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽整備状況の現状の把握 整備抑制の要因分析と対策の実施
整備促進の中長期的施策	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の見直し 浄化槽整備計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の見直し

図 2-4 普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村及び整備促進策

普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村に対する整備促進策として、短期的には現状把握や対策検討、中長期的には対策の実施が求められる。具体的には、環境省または都道府県等が、浄化槽整備実態の聞き取り調査を実施し、かつ整備進捗を限定的にしている要因を分析・特定するための支援等が考えられる。特に、整備進捗率が0%未満ある市町村は、計画の見直しが必要と

考えられる。

2.2.2 浄化槽整備事業における財政動向の分析に基づく施策検討

(1) 整備施策に関する仮説

公共浄化槽事業における維持管理費の動向分析結果からも、浄化槽の経年使用により機材交換費、補修費などの増加が認められるところであり、公共浄化槽事業においては同費用の増加が収支悪化の要因となっている。

民設民営の浄化槽においても同じ状態が生じているものと考えられるが、浄化槽管理者が機材交換、補修を適切に行わず使用し続けることも起きており、結果的に使用可能年数を縮め、浄化槽のライフサイクルコストを高いものとしている。

浄化槽整備が進まない要因には浄化槽整備に係る費用負担が挙げられることからしても、浄化槽のライフサイクルコストの低減策は整備促進施策として有効である。一方で、ライフサイクルコストの低減にあたっては各主体（行政、民間（施工、保守点検、清掃、法定検査））が保有する情報をもとに対策を判断する必要があることなどから、これらの情報を統括する機能が求められる。また、近隣世帯・地域単位で浄化槽の施工・維持管理を行い、費用を合理化すると言った機能なども求められる。

これらの機能を賄い得る施策として、協議会を設置して情報を集約して加工・付加価値づけを行い各主体に対して利点のある形で還元する「データコンソーシアム」等の施策や、浄化槽管理者と各事業主体との間に共同機関が入り一括契約や支払管理の窓口となる「シェアードサービス」等の施策が考えられるところである。

(2) 整備促進策の実効性向上に向けた調査

1) 維持管理組織等を組成しシェアードサービス提供している事例

シェアードサービスは、共通している事務を集約することで全体費用を低減する手法であるが、国内においては維持管理組織等を組成して、共通する事務を集約している事例がある。これらの事例について、浄化槽の指導普及に関する調査結果（平成 28（2016）年度、平成 30（2018）年度）を用いて整理した。なお、下表には、同結果のうちで費用削減効果がメリットとして明記されているもののみを抽出した。網掛けは、当該市町村が維持管理費の補助を実施している場合に示した。

表 2-6 維持管理組織等を組成して共通事務を集約している事例（平成 28（2016）年度）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
山梨県	甲斐市	各自治会内の希望住民	浄化槽管理組合長による清掃及び保守・点検手続きの代行や定期総会等 ※組合は現在存在しない	個人管理に比べ清掃及び保守・点検の漏れも減少し、金額も安価で済む（発注件数が多いため、1件あたりの単価が安価となる。）
長野県	上田市	住民、市町村、保守点検業者	契約手続き等の代行（保守点検）	上田・真田地域…代行管理（保守点検の実施） 一括で維持管理をすることにより、維持管理費を安くすることができ、管理状況も把握することができる。
長野県	佐久市	住民、市町村、工事業業者（個別）、保守点検業者（個別）、清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃） 住民指導・啓発・研修会 水質検査	浄化槽管理者は、保守点検費用・清掃費用の一部、水質検査費用、事務費を協会に納入。協会は、管理者の浄化槽保守点検を業者に依頼。点検報告に基づき清掃を業者に依頼。保守点検費用・清掃費の一部を業者に支払う。協会加入者の浄化槽放流水の水質検査（BOD、SS）を年1回実施し、管理者及び保守点検業者に報告。協会加入者を対象とした研修会の開催。 管理者は料金単価の統一が図られ、業者は集金に係る経費が抑えられる。 市が協会事務局であることから、協会加入者の浄化槽の適正管理を把握でき、不適正について改善指導が行える。
香川県	さぬき市	住民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 機器の修理	さぬき市浄化槽管理協議会（さぬき市寒川地区） メリット：点検・清掃費用を業者等にそれぞれ支払うなど、煩わしい手続きは協議会で行う。
福岡県	大木町	住民 市町村 その他（町議会・町環境衛生協議会）	契約、手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 住民指導・啓発	保守点検・清掃業者との一括契約による費用低減を図り、また、適切な維持管理が期待できる。

出所) 平成 28（2016）年度指導普及調査 24. 維持管理組織の整備状況 (2) 維持管理組織の概要（参考事例） 同結果のう

ちで費用削減効果がメリットとして明記されているもののみを抽出した。青色の網掛けは、市町村が維持管理費の補助を実施している場合に示した。

表 2-7 維持管理組織等を組成して共通事務を集約している事例（平成 30（2018）年度）

都道府 県名	市町村 名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
長野県	上田市	住民、市町村、 工事業者（個 別）、保守点検 業者（個別）、 清掃業者（個 別）	契約手続き等の代行（保守 点検）啓発	市内の浄化槽設置者は加入することが できる。加入すると、管理組合にて設 定した維持管理料金にて保守点検を行 うことができる（別途組合費を徴収）。
長野県	佐久市	住民、市町村、 工事業者（個 別）、保守点検 業者（個別）、 清掃業者（個 別）	保守点検、清掃業者の手配 平成 29 年度までは独自の水 質検査の実施 平成 30 年度からは法定検査 の実施の一括申し込み	清掃実施者に対し 3,000 円の補助、法 定検査に対し 1,000 円の補助を実施 （平成 30（2018）年度から）
長野県	豊丘村	浄化槽設置者 及び設置予定 者	浄化槽の正しい使用法並び に維持管理の啓蒙活動と水 質浄化に取り組み、地域の 生活環境を向上させること	保守点検業者、清掃業者の料金の抑制 組合員相互の情報交換
香川県	さぬき 市	住民	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検 査） 機器の修理	さぬき市浄化槽管理協議会（さぬき市 寒川地区） メリット：点検・清掃費用を業者等に それぞれ支払うなど、煩わしい手続き は協議会で行う。
福岡県	大木町	住民、市町村、 工事業者（個 別）、保守点検 業者（個別）、 清掃業者（個 別）	・業者との維持管理契約手 続きを代行【保守点検・清 掃・法定検査】 ・設置者に対する講習会等 の実施【指導・啓発活動】 ・各種助成の受付	・町内に合併処理浄化槽を設置してい る一般家庭のみ加入することができ る。【事業所は加入できない】 ・浄化槽本体の修理や付属品の修理・ 交換の費用の 1/2 を補助する。 【年間 15 万円以内】

出所) 平成 30 年度指導普及調査 24. 維持管理組織の整備状況 (2) 維持管理組織の概要 (参考事例) 同結果のうちで費用削減効果がメリットとして明記されているもののみを抽出した。青色の網掛けは、市町村が維持管理費の補助を実施している場合に示した。

平成 28（2016）年度及び平成 30（2018）年度それぞれの調査結果から抽出した 5 事例のうち、3 ないし 4 事例においては維持管理費の補助を市町村が行っており、いずれもその補助要件として維持管理組織を通じて維持管理をすることを設定していた。市町村としては、同じ補助金を支

払うにしても、維持管理が担保されるため管理者に対し直接でなく組合へ補助金を支給することで管理の実施と質が担保されることから、このような事業スキームとしているものと考えられる。

表中に整理した事例のうち、市町村が維持管理費補助を行っている事例においては、管理者にとっての「維持管理費用」は下がっているが、総合的な維持管理費用の低減は確認できず、シェアードサービスの本来的な機能である全体での費用削減にはつながっていない。

a. K市の事例

- K市では、年間維持管理費用総額 54,500 円（4,540 円/月）であり、うち使用者からの一括料金 28,750 円、市町村からの補助金 25,750 円が組合に対して支払われる³。※10人槽以下は同額
- 維持管理費用の内訳は、保守点検 E 円、清掃 29,700 円、法定検査 5,000 円。
- 維持管理費 54,500 円は平均的維持管理費用（下表）に比して 5,000 円程度高く、維持管理費用の低減効果があるとは認められない。



図 2-5 K市における維持管理組合の収入モデル

表 2-8 既存文献において示される浄化槽 1 基あたりの維持管理費

文献	保守点検	清掃	法定検査	総計
今後の浄化槽の在り方に関する懇談会提言	16,931 円	25,223 円	5,066 円	47,220 円
平成 28 (2016) 年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書	16,000 円	28,000 円	5,000 円	49,000 円
埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル Ver. 2	15,000 円	22,600 円	4,800 円	42,400 円

注釈) 掲載費用は 5 人槽を基準とした費用を示している。法定検査費用は 11 条検査費用である。

出所) 各文献よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

b. L組合の事例

市町村等が維持管理費補助を実施していない事例においては、わずかではあるが全体費用の削減効果が認められる。

L 組合の一括契約に係る事務集約の取組について、その具体的な内容と効果を示す。

- L 県が一括契約制度を推進していたものの、具体的に事業者がどう連携するのか、マッチングを図るのか、料金徴収のとりまとめは誰が行うのか、といった具体的実務が欠けたまま制度化された。L 組合として不足部分の事務を補うために一括契約に係る事務集約を行った。

³ 飯能市ホームページ、<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/520>、(2022 年 3 月 15 日閲覧)

- 管理者に対するメリット：L 県が一括契約制度を打ち出し、管理者のメリットとして複数社とのやり取りが不要になるというメリットで謳っている。また、振込手数料が振込側負担である場合には、一括化によって手数料は削減される。集約に関する費用を回収できるほどまとまった件数が地域単位で確保できれば、単価削減可能性も出てくる。
- 事業者に対するメリット：振込手数料を削減できる点と、保守点検業者が都度清掃業者との清掃時期の連絡対応等を行わなくてよくなる点などが利点である。基本的に、そういった事務作業に費やす時間が確保できない小規模の事業者ほど、メリットが大きい。
- 一括契約を行うことで浄化槽の状態に係る情報をどこが保有しているかまでは把握できるが、さらに L 組合などでそのデータを集約するといったところまでは考えていない。ただし、集めて加工することで、例えばライフサイクルコストの削減や災害耐性向上などに資する情報が得られて住民説明しやすくなるのであれば、会員企業にとってもメリットになる（提案商材化できる）のではないか。

c. M 村の事例

M 村には、「M 村排水処理管理組合（以下、「管理組合」という。）」が設置されている。管理組合は、浄化槽管理者で構成され、事務局を M 村役場が担っている。M 村に、管理組合の一括契約に係る取組に関するヒアリングを実施した。その具体的な内容と効果を示す。

- 管理組合は、保守点検料・汚泥汲み取り料に関する覚書を保守点検業者及び清掃業者と締結している。管理組合に加入している管理者は、維持管理に関する費用を適切な料金で支払うことができている。
 - ただし、管理組合は、維持管理費の支払いに係る事務を担っておらず、管理者は保守点検業者・清掃業者に直接その費用を支払っている。
- 管理組合が保守点検業者及び清掃業者と維持管理費に関する覚書を締結しているため、周辺の他の町村よりも維持管理費は低価格である。ただし、管理組合が、管理者の維持管理費の支払いに関与していないため、維持管理費用の削減効果を定量的に判断できていない。
 - 保守点検料
 - ◇ 管理者が、保守点検の実施料金として 18,700 円/年、立ち合い料として 5,500 円/年を支払っている。
 - 清掃料
 - ◇ 汚泥汲み取り料は 11,000 円/m³と定めている。そのうち、管理者が、10,000 円/m³を清掃業者に支払い、M 村役場が 1,000 円/m³を清掃業者に対して補助している。
- 管理組合は、一括して管理する村内の浄化槽の法定検査（11 条検査）を適切に実施できている。
 - 管理組合への加入は強制ではないが、全ての浄化槽設置者が、村からの補助金の受給を理由に管理組合に加入している。

d. N 市（N 市浄化槽管理協議会）の事例

N 市には、N 市浄化槽管理協議会（以下、「管理協議会」という。）が設置されている。管理協議会は浄化槽管理者で構成され、事務局運営は民間委託されている。管理協議会は、保守点検・

清掃・法定検査・修繕に係る契約及び支払いを住民に代わり行っている。N市に、管理協議会の一括契約に係る取組に関するヒアリングを実施した。その内容と効果を示す。

- 管理協議会が、維持管理に係る契約及び支払いを一括して代行しているため、管理協議会に加入している管理者は、浄化槽の人槽に関係なく、月額料金(3,500円/月(42,000円/年))を管理協議会に支払うのみでよい。
 - N市では、管理協議会に対して補助金による支援等を行っていないこともあり、維持管理費の支出内訳や一括契約に係る取組による効果について、把握していない。
- 管理協議会は、管理する浄化槽の法定検査(11条検査)を適切に実施できている。
 - 管理協議会は、O町ふるさと環境整備事業推進協議会(以下、「整備推進協議会」という。)を前身としていることから、旧O町内の浄化槽を管理の対象としている。

活動内容について、管理協議会にヒアリングを依頼したところ、電話ヒアリングへの協力は難しいとの回答を得た。

また、平成16年度普及啓発のための浄化槽の整備効果に関する調査報告書において、N市(旧O町)における生活排水処理対策に関する事業内容が整理されていた。整備推進協議会を設置したことによる効果についての記述を抜粋して以下に示す。

- 整備推進協議会による維持管理のメリットは、完全な保守管理が行えることである。消毒剤の補充や汚泥の適切な時期での清掃、故障等の早期補修の徹底による浄化処理能力の安定化、家庭別に性能を十分発揮できるよう、調整、指導ができる。
- 管理者は、維持管理費用を毎月、定額で徴収されるため、家計にとって過重な負担にならない。
- 保守管理業者(O町では清掃業者と同一)は、管理者ごとではなく、協議会と一括して保守管理契約を締結できることにより、営業の必要が無いうえに料金徴収に不安が無い、また、年間の業務計画も立てやすい。
 - この維持管理システムが順調に機能している理由は、既成概念にとらわれずに独自の基準でシステム構築できたこと、生活排水に対する住民、特に水利組合や主婦層の理解と協力が得られたこと、保守点検業者や工事請負業者(O町の場合は浄化槽メーカー)との連携が得られたこと等が考えられる
- 平成6年の異常濁水が発生した際には、合併処理浄化槽で浄化された水を農地利用することにより、山間部を除いて農作物の濁水被害を免れることができた。
- 昭和63年度から平成13年度までの維持管理収支状況は下表の通りである。
 - 13年間事業を実施することにより、約1千万円の繰越額が生まれている。

表 2-9 O 町ふるさと環境整備事業推進協議会の維持管理収支状況

資料 2		維持管理収支状況(昭和63年度～平成13年度)			
収入の部		単位：円			
収入額	備 考				
367,197,100	保守管理受託料(月額)	5人槽	2,800円	6人槽	3,000円
支出の部		単位：円			
支出額	内 訳				備 考
357,296,281	保守管理料	汚泥採取料	修 理 代	そ の 他	
	102,159,759	203,158,425	38,797,325	13,180,772	
収支差引					
収入の部	－	支出の部	=	繰越額	
367,197,100円	－	357,296,281円	=	9,900,819円	
注：管理基数 延べ 10,212 基					

出所) 平成 16 年度普及啓発のための浄化槽の整備効果に関する調査報告書

e. P 町の事例

P 町には、「大木町合併処理浄化槽維持管理協会（以下、「維持管理協会」という。）」が設置されている。維持管理協会は、管理者に代わって保守点検業者及び清掃業者に一括して業務を委託している。P 町に維持管理協会の取組に関するヒアリングを実施した。その具体的な内容と効果を示す。

- 5 人槽の浄化槽を設置した管理者は、維持管理協会に年会費として 54,050 円/年を支払っている。その内訳は下表の通りである。
 - 管理者は、維持管理協会に加入することで、保守点検費用の単価が 3,000～5,000 円（人槽により異なる）低減される。
 - 管理者は、維持管理協会の定める簡易チェックを実施・報告することにより、保守点検業者の確認回数が減ることによる年間維持管理費用の減額を受けることができる。
 - ◇ 構造例示型浄化槽の場合、保守点検業者の確認回数が 3 回減り、6,600 円低減
 - ◇ 性能評価型浄化槽の場合、保守点検業者の確認回数が 2 回減り、4,400 円低減
 - 口座振替による手数料は、協会が全額負担している。
 - 清掃の回数が年 1 回を超えることはない。

表 2-10 P 町合併処理浄化槽維持管理協会の年間維持管理費用（5 人槽 1 基あたり）

費用項目	5 人槽の場合の内訳
維持管理協会運営費	5,000 円
保守点検（年 6 回・税込）	20,900 円
清掃（年 1 回・税込）	22,550 円
法定検査（年 1 回・非課税）	5,600 円
総計	54,050 円

- 管理者は、年間 15 万円を上限に、浄化槽本体の修理や付属品の修理・交換の費用の 1/2 を補助される。また、送風機の修理や交換を無償で受けることができる。
- 保守点検業者及び清掃業者は、実施回数や 1 回あたりの単価の減少より、煩わしい集金事

務の削減による業務効率化のメリットが上回るため、年間収入の減少を受け入れている。

2) データコンソーシアムに関する類似事例

データコンソーシアムは、技術、ノウハウ、資金等の強みを持つ構成員が事業体を形成して共同することで、単独では困難な取組を実現され、各主体に対して利点のある形で情報等が還元される手法であるが、現在のところ浄化槽に関する取組事例はほとんどない。そこで、他の分野でデータコンソーシアムを形成している事例を含めて整理した。

a. 群馬県の浄化槽関係 4 団体の事例⁴

群馬県の浄化槽関係 4 団体（群馬県浄化槽協会、群馬県環境保全協会、群馬県計量協会環境分科会、群馬県環境検査事業団）は、平成 29（2017）年度より、群馬県優良浄化槽認定制度を実施している。適切に維持管理された浄化槽をデータに基づき認定することで、浄化槽の付加価値を高めている。取組の内容と期待される効果を示す。

- 群馬県優良浄化槽認定制度は、正しい施工と保守点検・清掃・検査が行われ、公共下水道と同等以上の機能が発揮されている浄化槽を認定する制度である。また、管理が良好であるみなし浄化槽を「管理良好みなし浄化槽」と評価しつつ、住民に転換の検討を促すことも併せて行っている。本制度の狙いは以下の通り。⁵
 - 浄化槽は、適正な施工・維持管理が極めて重要であることを広くアピールし、浄化槽に対する県民の意識を高める。
 - 関係者（施工・保守点検・清掃・検査）が連携して浄化槽を支える地域のシステム（連携体制）をつくっていくためのシンボルとする。
 - みなし浄化槽は、もはや今日の社会的要請には応えられないものである、とのメッセージを継続的に発信し、転換に向けた気運を醸成する。
- 浄化槽関係 4 団体は、各主体が保有するデータをもとに、優良浄化槽及び管理良好みなし浄化槽を認定している。なお、優良浄化槽の審査は、法定検査（11 条検査）の結果に基づき、群馬県環境検査事業団が実施している。
 - 優良浄化槽及び管理良好みなし浄化槽の管理者に、シールを配布することで適切に管理された浄化槽の付加価値を高めるとともに、みなし浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促す。

b. 住宅ローン・データ・コンソーシアムの事例⁶

住宅ローン・データ・コンソーシアムには、地域金融機関を中心に約 40 の金融機関が加盟している。各金融機関は、住宅ローン申込者の各種情報や共同データを用いて推計された情報をベン

⁴ 群馬県優良浄化槽認定制度について、<http://www2.gol.com/users/g-kankyoku/act/act171001.html>、（2021 年 8 月 19 日閲覧）

⁵ 群馬県優良浄化槽認定ロゴマークの募集、http://www.ecogunma.jp/ecog_wp/wp-content/uploads/2015/07/%E6%B5%84%E5%8C%96%E6%A7%BD%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF%E5%8B%9F%E9%9B%86.pdf、（2021 年 8 月 19 日閲覧）

⁶ 住宅ローン・データ・コンソーシアム、<https://www.mri.co.jp/service/mortgage-data-consortium.html>、（2021 年 8 月 19 日閲覧）

チマーク情報として利用している。取組の内容と期待される効果を示す。

- 住宅ローン・データ・コンソーシアムは、住宅ローン申込者の申込書情報、信用情報、デフォルト実績、プリペイメント実績、金利・保証料などの各種情報をストックし、情報が特定できない状態まで集約したうえで、顧客属性比較、延滞・デフォルト・プリペ比較等の各種ベンチマークレポートを還元している。
- 複数の金融機関がデータベースを共同することにより、プリペイメント分析、担保評価分析、回収率分析などのトピック分析が実施され、全国レベルのトレンド分析が可能になる。各金融機関は、自らのビジネスポジションを把握することができる。

c. CRD 協会の事例⁷

CRD 協会には、信用保証協会、金融機関、格付け機関など 169 の機関・団体が会員として加入している。会員は、CRD 協会が蓄積・分析したデータを用いたサービスを受けることができる。取組の内容と期待される効果を示す。

- 会員は、取引先中小企業の財務データ、非財務・属性情報データ、デフォルト情報を CRD 協会に提供する。
- CRD 協会は、提供データの名寄せ・クレンジングを行い、データベースに蓄積する。データベースの情報を分析することで、属性情報が暗号化された取引先データを各種サービスの形で会員に還元している。サービスの具体例は以下の通り。
 - スコアリングサービス：CRD に蓄積されているデータを用いて構築した「CRD モデル」により、企業の将来の信用力を予測（スコアリング）し提供。
 - 統計情報提供サービス：CRD の蓄積データから算出される財務指標等の統計情報を提供。
 - サンプルデータ提供サービス：CRD に蓄積された決算書データ及びスコアリング結果を、匿名のサンプルデータとして提供。
 - 中小企業経営診断サービス：中小企業の決算データを、信用保証協会の保証料率決定に利用されているスコアリングモデル（CRD モデル）で評価し、CRD に集積された約 100 万社の決算データと比較した現状診断の結果を提供。

⁷ CRD 協会ホームページ「CRD の仕組み」、<https://www.crd-office.net/CRD/structure/index.html>、(2021 年 8 月 19 日閲覧)

3. 浄化槽整備促進に向けた交付金の執行状況調査票の作成

平成30年度から令和2年度までの3年度分の交付金の執行状況に係る情報を、市町村ごとに把握するための調査表案を作成した。調査票の構成項目として、以下を含めることを考慮した。

- 全国地方公共団体コード
- 都道府県名、市町村名
- 設置基数（年度単位）
- 執行金額（年度単位）
- 個人設置・市町村設置の別
- 設置前状況：単独処理浄化槽、汲み取り便槽、合併処理浄化槽、新築、災害復旧
- 助成率割合（1/2、1/3）
- 交付金種類：循環交付金（本土、北海道、沖縄、離島）、地方創生交付金、復興交付金
- 市町村別の要望額・計画額・執行額・不用額・繰越額
- 宅内配管補助：あり・なし
- 撤去補助：あり・なし

交付金の執行状況調査票案を次頁以降に示す。国庫助成を受けて設置された浄化槽の基数実績及び執行金額について、3種類の交付金（循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金、東日本大震災復興交付金）ごとに整理した。全市町村に対して調査を実施するものであるが、個々では、表頭及び全国地方公共団体コードの2番目までを記載した。

国庫助成による浄化槽整備実績

令和元年度中に国庫助成を受けて設置された浄化槽について実績を回答してください。なお、該当する全市町村について回答してください。
 ※国庫助成…循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金

また、国庫助成を受けないで設置された浄化槽についても把握されている基数を記入してください。

【循環型社会形成推進交付金による設置】

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、撤去費助成の活用状況

【地方創生汚水処理施設整備推進交付金による設置】

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、撤去費助成の活用状況

【東日本大震災復興交付金による設置】

撤去費助成の活用状況

本年度5月に実施した交付金調査と整合するようしてください。

5月に報告した数値が間違っていた場合には、その旨を環境省に別途報告してください。

・循環型社会形成推進交付金による設置

通し番号	全国地方公共団体コード	都道府県コード	都道府県名	市町村コード	市町村名	令和元年度 循環型社会形成推進交付金による新設基数																
						市町村設置型						個人設置型										
						環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置							
						うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり					
うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり	うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり	うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり																	
1	合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	011002	01	北海道	100	札幌市	0	0															
3	012025	01	北海道	202	函館市	0	0															

・地方創生汚水処理施設整備推進交付金による設置

都道府県名	市町村名	令和元年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金による新設基数																			
		市町村設置型						個人設置型													
		環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置										
		うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり								
うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり	うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり		うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり															
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	0	0																		
北海道	函館市	0	0																		

・東日本大震災復興交付金による設置

・令和元年度設置（新設）の全浄化槽について

都道府県名	市町村名	令和元年度 東日本大震災復興交付金による新設基数						国庫助成による設置基数	国庫助成によらない設置基数（参考値）
		市町村設置型			個人設置型				
		うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり		
うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり	うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	0						0	
北海道	函館市	0						0	

図 3-1 交付金の執行状況調査票案

国庫助成による浄化槽整備実績

令和元年度中に国庫助成を受けて設置された浄化槽について実績を回答してください。なお、該当する全市町村について回答してください。
※国庫助成…循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金

また、国庫助成を受けずに設置された浄化槽についても把握されている金額を記入してください。

【循環型社会形成推進交付金による設置】
環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、撤去費助成の活用状況

【地方創生汚水処理施設整備推進交付金による設置】
環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、撤去費助成の活用状況

【東日本大震災復興交付金による設置】
撤去費助成の活用状況

本年度5月に実施した交付金調査と整合するようにしてください。
5月に報告した数値が間違っていた場合には、その旨を環境省に別途報告してください。

・循環型社会形成推進交付金による設置

		令和元年度 循環型社会形成推進交付金 執行金額																				
通し番号	全国地方公共団体コード	都道府県コード	都道府県名	市町村コード	市町村名	市町村設置型						個人設置型										
						環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置							
						うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり					
		うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり							
1			合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	011002	01	北海道	100	札幌市	0	0															
3	012025	01	北海道	202	函館市	0	0															

・地方創生汚水処理施設整備推進交付金による設置

		令和元年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 執行金額													
都道府県名	市町村名	市町村設置型					個人設置型								
		環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置		環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置			環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業によらない設置					
		うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり		
		うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり				
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	0	0												
北海道	函館市	0	0												

・東日本大震災復興交付金による設置

・令和元年度設置（新設）の全浄化槽について

		令和元年度 東日本大震災復興交付金 執行金額						国庫助成による執行金額	助成率割合	要望額	計画額	不用額	繰越額
都道府県名	市町村名	市町村設置型			個人設置型								
		うち単独転換		うち撤去費助成あり	うち単独転換		うち撤去費助成あり						
		うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり			うち撤去費助成あり	うち宅内配管費補助あり						
	合計	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
北海道	札幌市	0						0					
北海道	函館市	0						0					

図 3-1 交付金の執行状況調査票案 (続き)

4. まとめと今後の課題

4.1 浄化槽整備状況等の現状把握・分析

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道や農業集落排水施設等との適切な役割分担のもと、廃棄物処理施設整備計画において令和4(2022)年度までに浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(以下、「浄化槽普及率」という。)を70%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率との比較を行った。

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率及び合併処理浄化槽の割合は、令和2年度までの6か年度において、浄化槽普及率については年平均1.39ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均3ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年平均1.4ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均2ポイント以上の増加には至っていない。

先進的省エネ型浄化槽による2020年度時点の累積CO₂排出削減量は、計画値91,911t-CO₂に対し、推計値68,020t-CO₂であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は約74%であった。

収集した実績値及び推計値を比較すると、計画時点で想定した令和2年度 of 家庭用浄化槽設置基数(56.4千基)よりも令和2年度 of 家庭用浄化槽の全補助基数(45.6千基)は少なかったが、基数の減少がCO₂排出削減量に与える影響は小さかった。一方で、中・大型浄化槽については、目標策定時に想定したラインナップベースの適合率に比べて実績のラインナップベースの適合率が減少した。

また、改正浄化槽法及び諸規則のうち、次の5項目に関して、進捗状況を把握するための調査方法を検討したうえで、浄化槽整備区域内での整備・維持管理事業に係る市町村の動向把握・評価・分析を行った。

まず、特定既存単独処理浄化槽に関する措置を行っているのは、全国で鹿児島県のみであった。鹿児島県以外の地方公共団体は、特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かの判断が実施されていないと考えられ、各地方公共団体の特定既存単独処理浄化槽の措置に関する取組状況の把握が今後求められる。実際に特定既存単独処理浄化槽に対する措置を行うにあたっては、第11条検査の結果が重要になることから、既設単独処理浄化槽の徹底的な受検勧奨及び受検勧奨を行うための台帳整備も併せて課題になる。

次に、浄化槽処理促進区域は、全1,741市区町村のうち、69%の市区町村で未指定・未検討とされた。区域指定済み市区町村数の増加に向けては、環境省や都道府県による市区町村への検討・指定の働きかけが必要になる。特に、浄化槽処理促進区域の指定が進んでいない都道府県のうち、汚水処理人口普及率が依然として全国平均に比して低く、計画される浄化槽人口が多い都道府県は、浄化槽整備を一層積極的に進めるために、浄化槽処理促進区域の活用を市町村に対して促していくことは有用な手段である。

また、令和2年度末時点では、全国で189の市町村が公共浄化槽等整備推進事業を実施しており、公共浄化槽等整備推進事業の実施市町村数は、平成27年から令和3年までの7年間で、わずか30件の増加に留まった。現在の状況に鑑みると、公共浄化槽制度の活用には、新たに取り組む

市町村の増加だけでなく、現在取り組む市町村の継続的な実施支援の対策も実施していくことが重要であると考えられた。

さらに、台帳の整備状況について、一部の県を除き、多くの都道府県が令和5年度までに、改正浄化槽法に基づく浄化槽台帳の更新を予定していた。台帳項目の精査状況については、多くの都道府県、保健所設置市、特別区が、市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新または職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新を行っていた。浄化槽台帳の整備は、構築後のシステムと情報の更新も重要な課題である。台帳の更新予定が無い、または台帳状況の精査を行っていない地方公共団体に対しては、環境省が浄化槽台帳の整備状況の確認を促すとともに、更新・精査に向けた助言を行うことも一案である。また、台帳の活用状況に関する調査結果から、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握、法定検査受検率の向上、及び無届浄化槽の把握には、台帳データが活用されている一方で、特定既存単独処理浄化槽の判定及び浄化槽の長寿命化に対して、台帳データを活用している市町村は限定的だった。台帳の整備及び活用の促進に向けては、各地方公共団体が、浄化槽の適切な維持管理の促進に関する項目（特定既存単独処理浄化槽の判定及び浄化槽の長寿命化）についても、台帳の活用目的に含めたいと、台帳システムを構築・更新していくことが望ましい。

最後に、法定協議会の設置数は、令和2年度末時点で23と少なかった。協議会制度の活用に向けては各地方公共団体での取組を促すことが課題であり、協議会等の組成プロセスの整理や事例周知といった対策が基本的な対策と考えられる。他方で、協議会の目的を鑑みると、従来設置されている維持管理組織や非法定の協議会等においても、目的を充足しているものもあると考えられる。維持管理組織は、平成29年度末時点では、100地方公共団体で組成されている（平成30年度浄化槽の指導普及に係る調査結果より）など、潜在的な協議会（主体間コミュニケーションや情報連携を行う基盤となる組織体）は国内に存在すると考えられる。協議会を組成・法定化することの利点等が十分に整理されることにより、潜在的な協議会が法定協議会となり、整備促進に資する組織になり得る。

4.2 浄化槽整備促進に向けた現状分析と対策検討

浄化槽整備促進策の抽出・検討に資する調査を行うことを目的として、整備促進策に関する仮説を設定し、その有効性検証に資する調査・分析を行った。

まず、各都道府県における都道府県構想の進捗状況を分析評価した。具体的には、アクションプラン策定及び都道府県構想見直し結果等に関する調書（以下、「アクションプラン調書」という。）を用いて、都道府県構想で設定した2019年度末時点の浄化槽整備区域内人口の見込み値に比して、実際には2019年度末時点の浄化槽整備の進捗が限定的である都道府県を抽出し、さらに、平成27（2015）年国勢調査を用いて、普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村を25市町村に絞り込んだ。

普及ポテンシャルが高いと見込まれる市町村に対する整備促進策として、短期的には現状把握や対策検討、中長期的には対策の実施が求められる（図2-4）。具体的には、環境省または都道府県等が、浄化槽整備実態の聞き取り調査を実施し、かつ整備進捗を限定的にしている要因を分析・特定するための支援等が考えられる。特に、整備進捗率が0%未満である市町村は、計画の見直しが必要と考えられる。

また、浄化槽整備事業における財政動向及び財政負担の増加に関する要因を分析評価した。具体的には、地方公営企業年鑑を用いて、公共浄化槽事業において1基あたり維持管理費が増加基調にあり、整備進捗が限定的である16の市町村を抽出し、1基あたりの維持管理費の把握状況の他、維持管理に関する問題や要因について、ヒアリングを行った。その結果、浄化槽の経年使用により機材交換費、補修費などの増加が認められ、公共浄化槽事業においては同費用の増加が収支悪化の要因となっていることが明らかになった。浄化槽の設置・更新費用も浄化槽整備の阻害要因になっていたことから、整備費及び維持管理費の低減（浄化槽のライフサイクルコストの低減）を図ることが、中長期的な整備促進策として有効であると考えられた。

浄化槽のライフサイクルコスト低減策の実施にあたっては、各主体（行政、民間（施工業者、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関））の保有する情報が共有・統括され、浄化槽の施行・維持管理に係る費用が適正化されること等が求められる。これらを賄い得る施策として、「シェアードサービス」や「データコンソーシアム」を行う協議会等の組成が考えられることから、整備促進策の実効性向上に向けて、ヒアリング調査及び文献調査を行った。協議会等を組成することにより、各主体は経済面や環境面に関する以下のメリットを得られる可能性が示唆された。協議会等の活用による効果、並びに金銭の流れと価値・サービスの流れを下図に示す。浄化槽整備促進に向けては、以下のメリットを各主体が享受できる協議会等の組成及び運用について、モデルとなる地方公共団体への支援などを通じて検討及び整理を行い、全国の地方公共団体に周知していくことが有用と考えられる。

表 4-1 行政及び事業者が協議会等を組成するメリット

観点	メリット
経済面	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検・清掃事業者の集金事務負担の軽減 ● 入出金手数料の削減 ● 事業者側の余計なコストの削減に伴う、住民が支払う料金の削減 ● 適切な維持管理及び浄化槽の使用期間の長期化による浄化槽のライフサイクルコストの低減
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正に管理される浄化槽の増加 ● 保守点検や清掃の実施状況に係る情報管理の円滑化

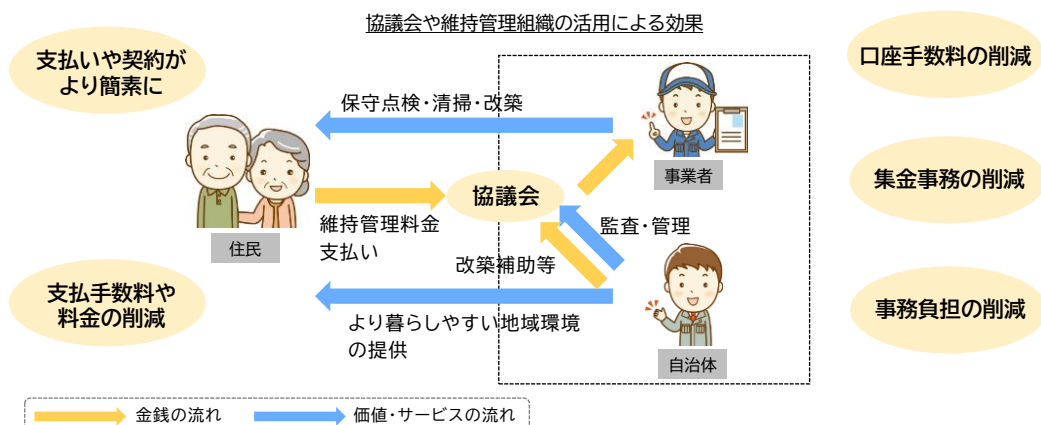


図 4-1 協議会等の活用による効果と金銭や価値・サービスの流れ

出所) ヒアリングをもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が作成

5. 参考資料

(1) 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する都道府県別の補助執行状況

令和2年度の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況は、都道府県別の新設基数を積み上げて算出した。都道府県別の国庫助成による新設基数及び環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業による設置基数を下表に示す。表中の「比率」は「総数」に対する「設置基数」の比率を示している。

全都道府県のうち、国庫助成による新設基数の総数に対する環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業で設置された基数の比率が50%を超えるのは、47都道府県のうち8県だった（栃木県、埼玉県、石川県、愛知県、鳥取県、大分県、宮崎県、及び鹿児島県）。一方で、同比率が10%未満の都道府県は12府県あり、うち4府県（岩手県、京都府、山口県、沖縄県）は、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業で設置された浄化槽は1基もなかった。

表 5-1 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する令和2年度の補助執行状況

都道府県名	総数	国庫助成による新設基数	
		環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	
		設置基数	比率
令和2年度合計	45,590	14,309	31.4%
北海道	537	141	26.3%
青森県	406	198	48.8%
岩手県	1,021	0	0.0%
宮城県	938	108	11.5%
秋田県	522	49	9.4%
山形県	380	134	35.3%
福島県	1,796	130	7.2%
茨城県	2,432	1,025	42.1%
栃木県	1,394	938	67.3%
群馬県	1,700	876	51.5%
埼玉県	1,050	960	91.4%
千葉県	890	178	20.0%
東京都	60	7	11.7%
神奈川県	247	85	34.4%
新潟県	281	58	20.6%
富山県	121	48	39.7%
石川県	114	106	93.0%
福井県	86	17	19.8%
山梨県	456	93	20.4%
長野県	667	100	15.0%
岐阜県	1,010	62	6.1%

都道府県名	国庫助成による新設基数		
	総数	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	
		設置基数	比率
静岡県	4,168	1,914	45.9%
愛知県	1,087	682	62.7%
三重県	1,267	33	2.6%
滋賀県	83	2	2.4%
京都府	219	0	0.0%
大阪府	64	22	34.4%
兵庫県	318	91	28.6%
奈良県	232	25	10.8%
和歌山県	2,048	0	0.0%
鳥取県	117	81	69.2%
島根県	719	226	31.4%
岡山県	1,690	235	13.9%
広島県	1,040	183	17.6%
山口県	623	0	0.0%
徳島県	952	208	21.8%
香川県	1,464	328	22.4%
愛媛県	915	182	19.9%
高知県	791	68	8.6%
福岡県	2,310	411	17.8%
佐賀県	1,060	180	17.0%
長崎県	1,499	103	6.9%
熊本県	1,367	538	39.4%
大分県	1,296	1,054	81.3%
宮崎県	1,202	852	70.9%
鹿児島県	2,915	1,578	54.1%
沖縄県	36	0	0.0%

出所) 令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとにエム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社が加工・集計

(2) 公共浄化槽事業を行う市町村の維持管理費等の分析

公共浄化槽事業において1基あたり維持管理費が増加基調にあり、整備進捗が限定的である市町村の抽出には、地方公営企業年鑑をもとに整理した下表を用いた。

表 5-2 地方公営企業年鑑に掲載された公共浄化槽事業を行う市町村の事業区分、事業経過年数、浄化槽基数

都道府県	市町村	事業区分	経過年数 (年)	H22 年度基数 (基)	H25 年度基数 (基)	H29 年度基数 (基)	R1 年度基数 (基)	H22-R1 増加率	H22-R1 増減 (基)
長野県	長野市	法適用	25	654	805	903	948	1.45	294
秋田県	能代市	法非適用	25	1,220	1,370	1,590	1,626	1.33	406
長野県	松本市	法非適用	25	1,073	1,061	1,044	1,040	0.97	-33
岐阜県	郡上市	法非適用	25	786	877	920	942	1.20	156
香川県	三豊市	法非適用	25	1,997	2,033	2,006	1,994	1.00	-3
高知県	津野町	法非適用	25	540	651	746	791	1.46	251
熊本県	芦北町	法非適用	25	614	614	614	614	1.00	0
群馬県	神流町	法非適用	24	329	362	403	412	1.25	83
山梨県	山梨市	法非適用	24	590	618	656	662	1.12	72
長野県	栄村	法非適用	24	468	493	520	520	1.11	52
三重県	松阪市	法非適用	24	1,691	1,864	2,010	2,069	1.22	378
長野県	伊那市	法適用	23	490	490	482	464	0.95	-26
群馬県	南牧村	法非適用	23	241	256	293	304	1.26	63
群馬県	東吾妻町	法非適用	23	1,146	1,543	1,709	1,780	1.55	634
新潟県	長岡市	法非適用	23	326	328	324	325	1.00	-1
長野県	筑北村	法非適用	23	553	570	593	606	1.10	53
岡山県	新見市	法非適用	23	1,286	1,387	1,499	1,542	1.20	256
秋田県	大館市	法非適用	22	337	336	334	331	0.98	-6
奈良県	黒滝村	法非適用	22	322	328	336	340	1.06	18
島根県	雲南市	法非適用	22	2,688	2,395	2,713	2,858	1.06	170
熊本県	苓北町	法非適用	22	386	398	410	416	1.08	30
鹿児島県	龍郷町	法非適用	22	793	944	1,117	1,219	1.54	426
宮城県	栗原市	法非適用	21	1,118	1,619	2,097	2,329	2.08	1,211
秋田県	湯沢市	法非適用	21	1,543	1,543	1,526	1,531	0.99	-12
群馬県	上野村	法非適用	21	241	275	396	408	1.69	167
埼玉県	秩父市	法非適用	21	1,118	1,518	1,942	2,108	1.89	990
三重県	大台町	法非適用	21	744	883	1,027	1,093	1.47	349
島根県	邑南町	法非適用	21	806	822	944	983	1.22	177
愛媛県	伊予市	法非適用	21	228	280	326	326	1.43	98
熊本県	天草市	法非適用	21	1,155	1,238	1,293	1,289	1.12	134
長野県	南木曾町	法非適用	20	555	641	715	764	1.38	209
鳥取県	南部町	法非適用	20	595	609	636	636	1.07	41
広島県	安芸高田市	法非適用	20	2,261	2,714	3,100	3,265	1.44	1,004
岩手県	花巻市	法非適用	19	828	1,049	1,258	1,391	1.68	563
岩手県	二戸市	法非適用	19	324	360	403	479	1.48	155

都道府県	市町村	事業区分	経過年数 (年)	H22 年度基数 (基)	H25 年度基数 (基)	H29 年度基数 (基)	R1 年度基数 (基)	H22-R1 増加率	H22-R1 増減 (基)
岩手県	奥州市	法非適用	19	1,741	2,110	2,514	2,702	1.55	961
岩手県	葛巻町	法非適用	19	256	327	430	472	1.84	216
秋田県	東成瀬村	法非適用	19	615	632	659	673	1.09	58
福島県	会津若松市	法非適用	19	647	788	958	1,033	1.60	386
福島県	三島町	法非適用	19	334	342	361	353	1.06	19
茨城県	常陸大宮市	法非適用	19	487	487	487	487	1.00	0
栃木県	大田原市	法非適用	19	926	1,258	1,453	1,531	1.65	605
埼玉県	小鹿野町	法非適用	19	930	1,135	1,329	1,424	1.53	494
三重県	南伊勢町	法非適用	19	258	307	352	368	1.43	110
福岡県	久留米市	法非適用	19	898	989	1,050	1,093	1.22	195
熊本県	八代市	法非適用	19	402	420	427	432	1.07	30
大分県	佐伯市	法非適用	19	292	321	354	361	1.24	69
鹿児島県	曾於市	法非適用	19	678	855	1,007	1,063	1.57	385
岩手県	一関市	法非適用	18	1,019	1,150	835	562	0.55	-457
宮城県	石巻市	法非適用	18	370	209	316	321	0.87	-49
宮城県	登米市	法非適用	18	661	1,041	1,558	1,723	2.61	1,062
秋田県	横手市	法非適用	18	465	523	523	519	1.12	54
秋田県	仙北市	法非適用	18	567	712	756	751	1.32	184
山形県	高島町	法非適用	18	327	401	465	461	1.41	134
千葉県	睦沢町	法非適用	18	163	243	291	310	1.90	147
石川県	能登町	法非適用	18	276	363	446	474	1.72	198
山梨県	甲州市	法非適用	18	169	242	363	409	2.42	240
和歌山県	日高町	法非適用	18	687	686	685	686	1.00	-1
島根県	美郷町	法非適用	18	256	348	370	376	1.47	120
岡山県	真庭市	法非適用	18	721	838	517	305	0.42	-416
広島県	三原市	法非適用	18	407	450	491	505	1.24	98
熊本県	美里町	法非適用	18	1,322	1,464	1,622	1,710	1.29	388
熊本県	和水町	法非適用	18	388	476	620	649	1.67	261
大分県	豊後大野市	法非適用	18	230	229	660	660	2.87	430
宮城県	仙台市	法適用	17	1,153	1,276	1,430	1,504	1.30	351
福島県	三春町	法適用	17	260	392	569	652	2.51	392
佐賀県	有田町	法適用	17	823	1,026	1,209	1,309	1.59	486
福島県	金山町	法非適用	17	250	322	461	465	1.86	215
埼玉県	ときがわ町	法非適用	17	605	790	938	1,008	1.67	403
埼玉県	東秩父村	法非適用	17	263	303	339	349	1.33	86
福井県	越前市	法非適用	17	415	415	415	414	1.00	-1

都道府県	市町村	事業区分	経過年数 (年)	H22 年度基数 (基)	H25 年度基数 (基)	H29 年度基数 (基)	R1 年度基数 (基)	H22-R1 増加率	H22-R1 増減 (基)
京都府	京丹後市	法非適用	17	697	1,067	1,398	1,536	2.20	839
京都府	京丹波町	法非適用	17	1,109	1,306	1,365	1,374	1.24	265
島根県	出雲市	法非適用	17	810	928	1,110	1,121	1.38	311
島根県	大田市	法非適用	17	265	401	656	795	3.00	530
島根県	安来市	法非適用	17	561	710	856	930	1.66	369
島根県	奥出雲町	法非適用	17	993	1,095	1,198	1,201	1.21	208
愛媛県	久万高原町	法非適用	17	341	386	419	438	1.28	97
愛媛県	鬼北町	法非適用	17	385	452	537	587	1.52	202
福岡県	うきは市	法非適用	17	264	302	337	346	1.31	82
福岡県	みやま市	法非適用	17	1,981	2,491	3,037	3,300	1.67	1,319
佐賀県	唐津市	法非適用	17	1,170	1,532	1,825	1,933	1.65	763
佐賀県	神埼市	法非適用	17	1,439	1,799	2,123	2,240	1.56	801
長崎県	西海市	法非適用	17	473	492	491	486	1.03	13
熊本県	菊池市	法非適用	17	472	641	1,217	1,471	3.12	999
熊本県	南関町	法非適用	17	361	484	609	666	1.84	305
熊本県	南阿蘇村	法非適用	17	376	405	435	437	1.16	61
鹿児島県	長島町	法非適用	17	646	619	607	607	0.94	-39
宮城県	大崎市	法非適用	16	870	1,790	2,791	3,286	3.78	2,416
福島県	白河市	法非適用	16	166	379	567	653	3.93	487
福島県	西会津町	法非適用	16	214	271	327	342	1.60	128
群馬県	嬭恋村	法非適用	16	178	233	293	316	1.78	138
千葉県	長柄町	法非適用	16	436	479	529	549	1.26	113
東京都	八王子市	法非適用	16	321	378	407	409	1.27	88
三重県	多気町	法非適用	16	461	553	633	648	1.41	187
広島県	庄原市	法非適用	16	912	1,292	1,542	1,665	1.83	753
徳島県	三好市	法非適用	16	431	546	865	1,061	2.46	630
福岡県	香春町	法非適用	16	1,699	1,969	2,130	2,207	1.30	508
大分県	竹田市	法非適用	16	758	962	1,228	1,342	1.77	584
岩手県	八幡平市	法非適用	15	250	329	416	460	1.84	210
宮城県	加美町	法非適用	15	418	523	654	712	1.70	294
山形県	長井市	法非適用	15	335	484	696	765	2.28	430
山形県	最上町	法非適用	15	121	249	400	451	3.73	330
新潟県	十日町市	法非適用	15	254	359	444	488	1.92	234
石川県	珠洲市	法非適用	15	354	506	647	692	1.95	338
静岡県	掛川市	法非適用	15	678	1,256	1,702	1,758	2.59	1,080
島根県	浜田市	法非適用	15	383	465	520	514	1.34	131

都道府県	市町村	事業区分	経過年数 (年)	H22 年度基数 (基)	H25 年度基数 (基)	H29 年度基数 (基)	R1 年度基数 (基)	H22-R1 増加率	H22-R1 増減 (基)
宮崎県	宮崎市	法非適用	15	398	863	1,349	1,677	4.21	1,279

出所) 地方公営企業年鑑をもとにエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が加工・集計

表 5-3 地方公営企業年鑑に掲載された公共浄化槽事業を行う市町村の維持管理費の変化

都道府県	市町村	維持管理費単価 (円/m³)					維持管理費単価 (千円/基)						
		H22	H25	H29	R1	H22-R1 増 加率	H22	H25	H29	R1	H22-H25 増加率	H25-H29 増加率	H29-R1 増加率
長野県	長野市	397	381	406	532	1.34	34	29	31	32	0.85	1.09	1.01
秋田県	能代市	175	188	220	226	1.29	44	51	56	58	1.15	1.09	1.04
長野県	松本市	216	252	297	328	1.52	46	48	52	55	1.03	1.09	1.07
岐阜県	郡上市	288	337	303	148	0.52	77	75	80	38	0.99	1.06	0.48
香川県	三豊市	280	293	317	304	1.09	72	75	81	78	1.05	1.08	0.96
高知県	津野町	121	131	140	140	1.16	33	35	36	36	1.06	1.02	0.99
熊本県	芦北町	176	223	240	259	1.47	60	63	66	68	1.05	1.05	1.04
群馬県	神流町	319	356	410	380	1.19	73	70	72	65	0.96	1.04	0.90
山梨県	山梨市	123	259	318	334	2.73	31	62	67	66	1.97	1.08	0.99
長野県	栄村	164	178	187	196	1.19	40	44	42	43	1.08	0.95	1.02
三重県	松阪市	219	217	223	226	1.03	67	64	65	67	0.97	1.01	1.03
長野県	伊那市	277	318	312	304	1.09	36	38	30	30	1.04	0.79	1.00
群馬県	南牧村	46	47	49	53	1.15	50	49	53	55	0.97	1.09	1.02
群馬県	東吾妻町	227	188	229	241	1.06	48	42	47	49	0.87	1.13	1.03
新潟県	長岡市	222	234	212	238	1.07	69	72	65	73	1.05	0.90	1.13
長野県	筑北村	286	283	244	260	0.91	58	54	45	44	0.92	0.83	0.99
岡山県	新見市	203	206	224	219	1.08	48	49	52	48	1.01	1.06	0.93
秋田県	大館市	242	254	280	293	1.21	60	60	60	58	0.99	1.01	0.96
奈良県	黒滝村	115	452	554	582	5.04	81	101	111	110	1.25	1.09	0.99
島根県	雲南市	220	231	273	372	1.70	61	73	79	89	1.20	1.08	1.13
熊本県	苓北町	188	176	191	282	1.50	80	67	75	78	0.84	1.12	1.04
鹿児島県	龍郷町	109	112	101	104	0.96	61	60	53	54	0.98	0.88	1.01
宮城県	栗原市	246	193	211	232	0.94	63	49	52	56	0.78	1.05	1.08
秋田県	湯沢市	244	280	346	373	1.53	74	79	90	90	1.07	1.14	1.00
群馬県	上野村	98	104	141	171	1.75	40	38	37	44	0.95	0.99	1.18
埼玉県	秩父市	60	80	56	67	1.13	14	19	14	14	1.37	0.71	1.02
三重県	大台町	324	306	457	481	1.48	76	76	91	94	0.99	1.21	1.03
島根県	邑南町	296	321	357	367	1.24	52	59	57	57	1.13	0.97	1.00
愛媛県	伊予市	416	340	428	411	0.99	112	91	89	85	0.81	0.98	0.96

都道府県	市町村	維持管理費単価 (円/㎥)					維持管理費単価 (千円/基)						
		H22	H25	H29	R1	H22-R1 増加率	H22	H25	H29	R1	H22-H25 増加率	H25-H29 増加率	H29-R1 増加率
熊本県	天草市	352	317	378	409	1.16	70	59	64	66	0.85	1.07	1.03
長野県	南木曾町	192	212	240	301	1.57	53	56	59	70	1.06	1.06	1.19
鳥取県	南部町	134	167	189	202	1.51	31	39	50	52	1.25	1.27	1.05
広島県	安芸高田市	214	254	310	369	1.72	67	68	73	74	1.01	1.07	1.00
岩手県	花巻市	181	139	149	146	0.81	66	51	54	53	0.77	1.07	0.98
岩手県	二戸市	232	230	208	266	1.14	64	63	49	56	0.98	0.78	1.14
岩手県	奥州市	307	310	291	283	0.92	84	84	76	72	1.00	0.90	0.95
岩手県	葛巻町	115	104	176	171	1.49	25	21	34	34	0.84	1.62	1.01
秋田県	東成瀬村	153	155	153	156	1.02	67	68	67	68	1.01	0.98	1.02
福島県	会津若松市	302	324	386	389	1.29	86	92	108	107	1.06	1.18	0.98
福島県	三島町	274	348	366	433	1.58	53	66	61	71	1.24	0.93	1.15
茨城県	常陸大宮市	111	119	146	150	1.36	49	53	65	67	1.07	1.22	1.03
栃木県	大田原市	234	218	267	243	1.04	53	49	60	55	0.92	1.22	0.92
埼玉県	小鹿野町	83	87	109	107	1.30	25	25	30	28	1.00	1.19	0.96
三重県	南伊勢町	216	226	262	278	1.29	55	58	63	64	1.05	1.09	1.02
福岡県	久留米市	202	192	204	203	1.00	112	107	115	111	0.95	1.07	0.97
熊本県	八代市	421	494	542	503	1.20	97	102	101	85	1.05	0.99	0.84
大分県	佐伯市	92	96	183	213	2.33	120	116	109	119	0.96	0.94	1.09
鹿児島県	曾於市	199	264	263	264	1.33	50	46	47	47	0.92	1.02	1.00
岩手県	一関市	191	177	206	307	1.61	55	49	74	77	0.89	1.52	1.04
宮城県	石巻市	270	398	503	496	1.84	71	103	119	127	1.45	1.16	1.07
宮城県	登米市	297	242	361	306	1.03	77	59	87	75	0.77	1.48	0.86
秋田県	横手市	303	312	349	340	1.12	66	68	76	75	1.03	1.12	0.98
秋田県	仙北市	232	200	212	196	0.85	83	76	74	68	0.92	0.96	0.93
山形県	高畠町	306	261	262	278	0.91	90	72	68	73	0.80	0.95	1.07
千葉県	睦沢町	97	95	91	93	0.96	39	34	36	35	0.87	1.04	0.99
石川県	能登町	144	136	182	75	0.52	38	29	33	13	0.77	1.13	0.41
山梨県	甲州市	176	174	187	197	1.13	34	36	39	39	1.09	1.08	0.99
和歌山県	日高町	238	253	268	247	1.04	66	70	75	66	1.06	1.07	0.88
島根県	美郷町	370	392	327	344	0.93	69	64	67	69	0.94	1.05	1.03
岡山県	真庭市	135	125	165	202	1.49	68	65	84	102	0.96	1.30	1.20
広島県	三原市	298	252	281	281	0.94	152	127	143	136	0.83	1.13	0.95
熊本県	美里町	249	256	276	289	1.16	60	59	60	60	0.98	1.02	1.00
熊本県	和水町	246	275	313	331	1.34	61	63	60	60	1.03	0.95	1.01
大分県	豊後大野市	857	922	327	319	0.37	159	164	56	52	1.03	0.34	0.92

都道府県	市町村	維持管理費単価 (円/㎥)					維持管理費単価 (千円/基)						
		H22	H25	H29	R1	H22-R1 増加率	H22	H25	H29	R1	H22-H25 増加率	H25-H29 増加率	H29-R1 増加率
宮城県	仙台市	423	493	565	601	1.42	82	92	117	116	1.13	1.27	0.99
福島県	三春町	118	105	114	120	1.02	26	30	32	32	1.14	1.05	1.02
佐賀県	有田町	275	252	305	296	1.08	72	67	70	66	0.93	1.03	0.95
福島県	金山町	546	565	632	615	1.13	103	101	95	98	0.98	0.94	1.04
埼玉県	ときがわ町	250	252	260	269	1.07	65	65	66	68	1.00	1.02	1.02
埼玉県	東秩父村	81	90	90	92	1.14	44	47	47	49	1.09	0.98	1.05
福井県	越前市	74	149	184	252	3.40	33	57	64	60	1.73	1.11	0.95
京都府	京丹後市	298	402	423	384	1.29	64	96	100	88	1.50	1.04	0.88
京都府	京丹波町	268	328	358	394	1.47	79	75	79	83	0.96	1.05	1.05
島根県	出雲市	257	263	265	284	1.11	83	73	70	76	0.88	0.97	1.08
島根県	大田市	314	295	301	344	1.09	67	69	69	78	1.03	1.00	1.12
島根県	安来市	268	282	315	338	1.27	107	80	78	80	0.75	0.97	1.03
島根県	奥出雲町	216	235	314	112	0.52	49	51	64	71	1.04	1.27	1.11
愛媛県	久万高原町	316	329	350	374	1.18	58	56	60	61	0.96	1.08	1.02
愛媛県	鬼北町	79	80	91	98	1.23	37	37	42	44	1.00	1.11	1.06
福岡県	うきは市	305	289	339	198	0.65	93	87	101	49	0.94	1.16	0.49
福岡県	みやま市	341	313	326	257	0.75	75	69	71	56	0.92	1.04	0.79
佐賀県	唐津市	372	406	439	399	1.07	107	117	124	109	1.09	1.06	0.88
佐賀県	神埼市	197	175	217	193	0.98	57	60	80	72	1.05	1.33	0.90
長崎県	西海市	319	309	426	239	0.75	75	71	90	77	0.94	1.27	0.86
熊本県	菊池市	199	241	314	296	1.49	55	65	66	63	1.19	1.02	0.95
熊本県	南関町	143	157	188	188	1.31	68	64	63	66	0.94	0.99	1.04
熊本県	南阿蘇村	238	242	237	638	2.68	113	119	111	108	1.06	0.93	0.97
鹿児島県	長島町	243	195	216	220	0.91	43	56	56	57	1.28	1.01	1.01
宮城県	大崎市	234	230	301	278	1.19	59	54	74	68	0.92	1.37	0.91
福島県	白河市	351	287	248	246	0.70	78	66	63	62	0.84	0.96	0.98
福島県	西会津町	476	465	582	678	1.43	82	78	91	109	0.95	1.17	1.20
群馬県	嬭恋村	176	192	203	232	1.32	45	47	48	55	1.05	1.03	1.14
千葉県	長柄町	195	202	196	213	1.09	45	47	44	44	1.04	0.93	1.02
東京都	八王子市	613	542	536	524	0.86	185	160	154	149	0.86	0.96	0.97
三重県	多気町	227	272	339	323	1.42	89	104	126	120	1.17	1.21	0.95
広島県	庄原市	324	329	414	352	1.09	69	72	89	74	1.06	1.23	0.83
徳島県	三好市	213	280	192	207	0.97	42	50	61	64	1.18	1.22	1.05
福岡県	香春町	158	159	151	155	0.98	55	56	57	59	1.02	1.01	1.04
大分県	竹田市	265	315	396	434	1.64	64	61	62	62	0.95	1.00	1.01

都道府県	市町村	維持管理費単価 (円/㎡)					維持管理費単価 (千円/基)						
		H22	H25	H29	R1	H22-R1 増加率	H22	H25	H29	R1	H22-H25 増加率	H25-H29 増加率	H29-R1 増加率
岩手県	八幡平市	132	174	175	160	1.21	35	40	43	39	1.12	1.09	0.90
宮城県	加美町	148	149	181	193	1.30	43	45	51	53	1.04	1.14	1.04
山形県	長井市	104	119	214	209	2.00	53	59	61	57	1.12	1.02	0.94
山形県	最上町	170	155	117	147	0.86	61	55	60	75	0.91	1.08	1.25
新潟県	十日町市	291	343	380	388	1.33	70	73	75	77	1.03	1.02	1.03
石川県	珠洲市	173	180	150	116	0.67	31	32	30	22	1.02	0.94	0.74
静岡県	掛川市	162	233	304	158	0.97	49	47	73	50	0.97	1.55	0.68
島根県	浜田市	316	317	374	392	1.24	62	66	75	74	1.07	1.13	0.99
宮崎県	宮崎市	137	177	205	232	1.70	29	38	42	47	1.31	1.11	1.11

出所) 地方公営企業年鑑をもとにエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が加工・集計

令和3年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務に係る報告書

令和4年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。